平成17年9月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成15年(ワ)第25867号 実用新案権侵害差止等請求事件 平成17年8月4日口頭弁論終結

> ヒロセ電機株式会社 訴訟代理人弁護士 \blacksquare 中 伸一郎 竹 内 子 同 麻 訴訟復代理人弁護士 佐 竹 勝 補佐人弁理士 今 城 俊 夫

被。 告 日本航空電子工業株式会社

秀 訴訟代理人弁護士 飯 田 郷 葉 宇 早稲本 樹 和 徳 同 七 賢英 字 彦 同 之浩 鈴 木 同 大隈 良 友 同 同 部 泰 正 谷 由布子 同

1 被告は、別紙物件目録記載の各製品を、製造し、使用し、販売し、販売のために展示し、販売の申出をし、又は輸入してはならない。

2 被告は、原告に対し、金3億8300万円及びこれに対する平成15年11 月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 原告の請求

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、フレキシブル基板用電気コネクタに関する後記の本件実用新案権、本件特許権3及び4を有する原告が、被告が別紙物件目録記載の各製品(以下、それぞれ「イ号物件」、「ロ号物件」、「ハ号物件」という。)を製造販売等する行為が、本件実用新案権及び本件特許権3を侵害し、イ号物件を製造販売等する行為が本件特許権4を侵害すると主張して、被告に対し、本件実用新案権、本件特許権3及び4に基づいて、イ号ないしい号物件の製造販売等の差止め並びに本件実用新案権、本件特許権3及び4侵害による損害賠償及び不当利得返還を求めている事案である。

~ 1 前提となる事実(当事者間に争いのない事実及び証拠により容易に認定される事実。証拠により認定した事実については,該当箇所末尾に証拠を掲げた。)

(1) 当事者 ア 原告は、各種電気機械器具の製造及び販売等を目的とする株式会社である。

イ 被告は、電気、電子その他物理並びに化学機器、部品、機材等の設計、 製造、販売等を目的とする株式会社である。

(2) 原告の権利

ア 原告は、次の実用新案権(以下「本件実用新案権」という。)を有している(甲1,2)。

a) 登録番号 第2580074号

- b) 考案の名称 フレキシブル基板用電気コネクタ
- c) 出願日 平成5年4月2日
- d) 登録日 平成10年6月19日

なお、本件実用新案権に係る考案は、出願過程において、特許庁審査官から、平成9年7月1日付けで、「平成9年5月9日付け手続補正書、実用新案登録請求の範囲請求項1の『回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方向における各接触子と対応せる位置で複数に分割され、それぞれが上記対応する接触子と一体に形成され、ハウジングの対応保持溝に保持されている』の記載は不明瞭である。特に、『ハウジングの対応溝に保持されている』は何がどのように保持されているか不明である。」との拒絶理由通知を受けた(以下「本件拒絶理由通知」

という。)。

そこで、原告は、同年5月9日の補正(以下「補正A」という。)に加えて、同年8月25日にも補正(以下「補正B」という。)を行ったが、同年11月11日、補正却下決定がされた。原告は、さらに、平成10年3月26日、手続補正を行い(以下「補正C」という。)、同補正が受理され、本件実用新案権は成立した(乙15ないし17)。

e) 請求項の記載

本件実用新案権に係る明細書(以下「本件考案明細書」という。本判決末尾添付の実用新案登録公報〔以下「本件考案公報」という。〕参照。)の実用新案登録請求の範囲の請求項1及び2の記載は、次のとおりである(以下、請求項1記載の考案を「本件考案1」と、請求項2記載の考案を「本件考案2」といい、両考案を総称して、「本件各考案」という。)。

「【請求項1】上方に開口せるハウジングの開口部に接触部が配列された複数の接触子と、該ハウジングに保持された部材に形成され上記開口部に臨む位置に設けられた回動支持部と、上記接触子に近接した所定位置と該所定位置から離反した開放位置との間を上記回動支持部により回動自在に支持され、上記所定位置に向け回動した際に上記接触子上に配されたフレキシブル基板を接触子に対して圧する加圧突部を有する蓋状の加圧部材を備えるフレキシブル基板用電気コネクタにおいて、回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方向における各接触子と対応せるおいて、回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方向における各接触子と対応せるで複数に分割され、それぞれが上記対応せる接触子と一体に形成され、ハウジングの対応保持溝に保持されていることを特徴とするフレキシブル基板用電気コネクタ。」

「【請求項2】上記加圧突部は、上記加圧部材が開放位置にあるときには回動支持部の回動中心と接触子の接触部とを結ぶ線よりも外方にあり、加圧部材が所定位置まで回動したときには上記線を越えるように位置づけられていることとする請求項1に記載のフレキシブル基板用電気コネクタ」

f)構成要件

① 本件考案 1 を構成要件に分説すると、次のとおりである(以下、分説した各構成要件をその符号に従い「構成要件 1 - ①」のように表記する。)。 構成要件 1 - ① 上方に開口せるハウジングの開口部に接触部が配列された複数の接 触子と、

構成要件 1 - ② 該ハウジングに保持された部材に形成され上記開口部に臨む位置に 設けられた回動支持部と,

構成要件 1 一③ a 上記接触子に近接した所定位置と該所定位置から離反した開放位 置との間を上記回動支持部により回動自在に支持され.

b 上記所定位置に向け回動した際に上記接触子上に配されたフレキ シブル基板を接触子に対して圧する加圧突部を有する蓋状の加圧部 材を備えるフレキシブル基板用電気コネクタにおいて,

構成要件 1 一④ a 回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方向における各接触子と 対応せる位置で複数に分割され、

b それぞれが上記対応せる接触子と一体に形成され、ハウジングの 対応保持溝に保持されていることを特徴とする

構成要件1-⑤ フレキシブル基板用電気コネクタ。

② 本件考案2を構成要件に分説すると、次のとおりである(以下、分説した各構成要件をその符号に従い「構成要件2-①」のように表記する。) 構成要件2-① 上記加圧突部は、上記加圧部材が開放位置にあるときには回動支持 部の回動中心と接触子の接触部とを結ぶ線よりも外方にあり、

構成要件2-② 加圧部材が所定位置まで回動したときには上記線を越えるように位 置づけられていることとする

構成要件2-③ 請求項1に記載のフレキシブル基板用電気コネクタ。

~。 イ 原告は,次の特許権(以下「本件特許権3」という。)を有している (甲3,4)。

登録番号 第2692055号 a)

フレキシブル基板用電気コネクタ b) 発明の名称

平成5年11月18日 c) 出願日

登録日 d) 平成9年9月5日

請求項の記載 e)

本件特許権3に係る明細書(以下「本件特許3明細書」という。本判 決末尾添付の特許公報〔以下「本件特許3公報」という。〕参照。)の特許請求の 範囲の請求項1の記載は、次のとおりである(以下、請求項1記載の特許発明を 「本件特許発明3」という。)。 「側方及びこれに隣接せる上方の部分で連通して開口せるハウジングの

該開口部に弾性接触部が配列された複数の接触子を有し、ハウジングもしくは該ハ ウジングに保持された部材が上記開口部に臨む位置に回動支持部を備え、上記接触 子に近接した所定位置と該所定位置から離反した開放位置との間を蓋状の加圧部材 が上記回動支持部により回動自在に支持され、該加圧部材は上記所定位置に向け回動した際に、側方から上記開口部に挿入されて上記接触子上に配されたフレキシブ ル基板を接触子に対して圧する加圧部を有し、加圧部は回動軸線からの距離が異なる二つの隣接面が連絡する移行部により形成されるものにおいて、ハウジングは、 上記フレキシブル基板の挿入方向にて上記弾性接触部の位置よりも奥部に,該フレ キシブル基板の先端部を加圧部材側に近接せしめる状態で支持するための支持部を 有し、加圧部材を所定位置まで回動せしめたときに、該支持部と接触子の弾性接触部がフレキシブル基板の下面側で二支点を形成して上記加圧部材の移行部が該二支点間でフレキシブル基板を上面側から加圧するようになっていることを特徴とする フレキシブル基板用電気コネクタ。」

構成要件

本件特許発明3を構成要件に分説すると、次のとおりである(以下、 分説した各構成要件をその符号に従い「構成要件3-1」のように表記する。)。 構成要件3一① 側方及びこれに隣接せる上方の部分で連通して開口 せるハウジングの 該開口部に弾性接触部が配列された 複数の接触子を有し

ハウジングもしくは該ハウジングに保持された部材 構成要件3-2 む位置に回動支持部を備え が上記開口部に臨

構成要件3-3 上記接触子に近接した所定位置と該所定位置から離 の間を蓋状の加圧部材が上記回動支 反した開放位置と 持部により回動自在に支持され、

構成要件3-④ 該加圧部材は上記所定位置に向け回動した際に, 方から上記開口部 に挿入されて上記接触子上に配され たフレキシブル基板を接触子に対し て圧する加圧部を 有し.

構成要件3-5 加圧部は回動軸線からの距離が異なる二つの隣接面 が連絡する移行部 により形成されるものにおいて、

ハウジングは、 構成要件3-6 上記フレキシブル基板の挿入方向に の位置よりも奥部に、該フレキシブ て上記弾性接触部 せしめる状態で支 ル基板の先端部を加圧部材側に近接 持するための支持部を有し

加圧部材を所定位置まで回動せしめたときに、該支 構成要件3-⑦ 持部と接触子の弾 性接触部がフレキシブル基板の下面 側で二支点を形成して上記加圧部材 の移行部が該二支点 間でフレキシブル基板を上面側から加圧するようにな 7 ていることを特徴とする

「構成要件3−8 フレキシブル基板用電気コネクタ。 原告は、次の特許権(以下「本件特許権4」という。また、本件実用新 案権、本件特許権3及び本件特許権4を総称して、「本件各権利」という。)を有 している(甲5,6)。

登録番号 第2814447号 a)

- フレキシブル基板用電気コネクタ b) 発明の名称
- 平成6年2月3日 c) 出願日
- d) 登録日 平成10年8月14日
- 請求項の記載 e)

本件特許権4に係る明細書(以下「本件特許4明細書」という。本判 決末尾添付の特許公報〔以下「本件特許4公報」という。〕参照。)の特許請求の 範囲の請求項1の記載は,次のとおりである(以下,請求項1記載の特許発明を

「本件特許発明4」という。)

「隣接せる二辺の部分で連通して開口せるハウジングの該開口部に弾性 接触部が配列された複数の接触子を有し、ハウジングもしくは該ハウジングに保持 された部材が上記接触子の配列方向にて上記開口部の両端側位置に回動支持部を備 え、上記接触子に近接した閉位置と該接触子から離反した開位置との間で加圧部材が上記回動支持部により回動自在となるように支持され、該加圧部材は上記所定閉位置に向け閉方向の回動により、上記開口部に挿入されて上記接触子上に配されたコーナシブル基準を接触スに対してにする空間により、 フレキシブル基板を接触子に対して圧する突部により形成される加圧部を有するも のにおいて、加圧部材は上記閉位置から離反するように開方向に所定角以上回動し た際にハウジングと当接する当接部を上記加圧部と反対側の面に有し、上記当接部 は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い 上記回動軸線位置から離れて行くように設けられていることを特徴とするフレキシ ブル基板用電気コネクタ。」

構成要件

本件特許発明4を構成要件に分説すると、次のとおりである(以下、 分説した各構成要件をその符号に従い「構成要件4-1」のように表記する。)。 構成要件4-① 隣接せる二辺の部分で連通して開口せるハウジング の該開口部に弾性 接触部が配列された複数の接触子を 有し,

構成要件4-② ハウジングもしくは該ハウジングに保持された部材 列方向にて上記開口部の両端側位置 が上記接触子の配 に回動支持部を備え

構成要件4-3 上記接触子に近接した閉位置と該接触子から離反し た開位置との間で 加圧部材が上記回動支持部により回 動自在となるように支持され、

構成要件4-4 該加圧部材は上記所定閉位置に向け閉方向の回動に より、上記開口部 に挿入されて上記接触子上に配され たフレキシブル基板を接触子に対し り形成される加圧部を有するものにおいて, て圧する突部によ

構成要件4-5 加圧部材は上記閉位置から離反するように開方向に た際にハウジングと当接する当接部 所定角以上回動し を上記加圧部と反対側の面に有し

構成要件4-⑥ 上記当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が 材の回動角の増大に伴い上記回動軸 開方向への加圧部 線位置から離れて行くように設けら れていることを特 徴とする

構成要件4-⑦ フレキシブル基板用電気コネクタ。

被告の製造販売する製品について

被告は、別紙物件目録記載の各物件(以下、イ号物件ないしハ号物件を総 称して、「被告各物件」という。)を、イ号物件については遅くとも平成7年から、口号物件については平成10年から、ハ号物件については平成13年から、製 販売している。被告各物件の平成9年9月5日以降平成16年10月までの売 上げは、別紙「イ、ロ、ハ号物件売上額(97.9~04.10)」記載のとおり である。

(4) 対比について

被告各物件が,それぞれ本件各権利の以下の構成要件を充足することにつ 当事者間に争いはない。 いては、

イ号物件

- 本件考案1 構成要件 1 - ①, 同 1 - ③ b, 同 1 - ⑤ 構成要件 2 - ①, 同 2 - ② a)
- 本件考案2 b)
- 構成要件3-1, 同3-4, 同3-8 本件特許発明3 c)
- 構成要件4-①, 同4-③ないし⑤, 同4-⑦ d) 本件特許発明4
- イ 口号物件 a) 本件考案1 構成要件 1 - ①,同 1 - ③ b,同 1 - ⑤
 - 本件考案2 構成要件 2 - 1, 同 2 - 2 b)

- c) 本件特許発明3 構成要件3-(1), 同3-(4), 同3-(8) ハ号物件
- 構成要件 1 ①, 同 1 ③ b, 同 1 ⑤ 本件考案1 a)
- b) 本件特許発明3 構成要件3-10. 同3-40. 同3-8

争点

(1) 被告各物件の具体的構成(争点1)

(2) 被告各物件は、本件各考案の技術的範囲に属するか(争点2)

被告各物件は、「開口部に臨む位置に設けられた回動支持部」

件1-②)を充足するか(争点2-1)。 イ 被告各物件は、「(加圧部材が) 回動支持部により回動自在に支 (構成要件1-③a)を充足するか(争点2-2) 持され」

ウ 被告各物件は、「回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方向に おける各接触子と対応せる位置で複数に分割され」(構成要件1-④a)を充足す るか(争点2-3)。

被告各物件は、「(回動支持部は、)ハウジングの対応保持溝に保持さ (構成要件1-4b)を充足するか(争点2-4)。

オ ハ号物件に特有の構成は、本件考案1の構成要件1-2、1-3a及び 1-4bを充足するか(争点2-5)。

ハ号物件に特有の構成は、本件考案2の構成要件2-1、2-2及び2 -③を充足するか(争点2-6)

(3) 被告各物件は、本件特許発明3の技術的範囲に属するか(争点3)

被告各物件は、「開口部に臨む位置に回動支持部を備え」(構成要件3

一②)を充足するか(争点3-1)。イ 被告各物件は、「加圧部材が上記回動支持部により回動自在に支持さ

(構成要件3-③)を充足するか(争点3-2)。 れ」 被告各物件は、「加圧部は回動軸線からの距離が異なる二つの隣接面が

連絡する移行部により形成される」(構成要件3-5)を充足するか(争点3-3)。

被告各物件は、「該フレキシブル基板の先端部を加圧部材側に近接せし める状態で支持するための支持部を有し」(構成要件3-6)を充足するか(争点 3-4).

被告各物件は,「該支持部と接触子の弾性接触部がフレキシブル基板の 下面側で二支点を形成して」(構成要件3-⑦)を充足するか(争点3-5)。 カーハ号物件に特有の構成は、本件特許発明3の構成要件3-2、 一③を充足するか(争点3一6)

(4) イ号物件は、本件特許発明4の技術的範囲に属するか(争点4)。

イ号物件は、「開口部の両端側位置に回動支持部を備え」(構成要件4

一②)を充足するか(争点4-1)。イ イ号物件は、「当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向へ の加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れて行く」(構成要件4 -⑥) を充足するか(争点4-2)

(5) 本件特許発明4は無効理由を有するか(争点5)。

(6) 損害(争点6)

争点に関する当事者の主張

争点1(被告各物件の具体的構成)について

(原告の主張)

(1) 被告各物件の具体的構成は、別紙物件説明図のとおりである(原告が訴状 で主張した別紙物件説明図について、被告が主張した用語の訂正を認め、また、被告が別紙図面訂正目録において主張する訂正のうち、次の(2)アのとおり訂正を認 め、訂正したものである。)

(2)ア 被告が別紙図面訂正目録において主張する別紙物件説明図に対する訂正 (1) 【図イ3】の③加圧部材上部の形状の修正, (2) 【図イ3の2】 の②右端下部端子を修正(削除)、(4)【図ハ3の2】の①接触子[3]の形状の修正及び④加圧部材の形状の修正(【図ハ3】~【図ハ7】も同様とする。)に ついては、いずれも被告各物件の形状を正確に図面化する趣旨によるものであり、 その訂正を認める。

被告が別紙図面訂正目録において主張する訂正のうち、①フレキシブル 基板の挿入位置、②接触子収納部の高さ、③【図イ8】及び【図イ9】(イ号物件 の軸部9の構造等)の修正については、いずれも認めることができない。

証拠(検乙1ないし13)から明らかなように、被告各物件は非常に小さく、フレキシブル基板が奥まで挿入されないと、フレキシブル基板用電気コネクタにおいて絶対的に必要な接触子との結合が非常に不安定になる。したがって、作業者は、当然にフレキシブル基板を最奥まで挿入するのであるから、被告による上記訂正は、通常ありえない状態を前提としており、被告各物件の具体的構成とはいえない。フレキシブル基板が最奥まで挿入された場合には、基板先端は接触子ではなく、テーパ部に接するから、被告による上記訂正は、この点についても相当ではない。

ウ 被告の別紙図面訂正目録のうち、【図イ8】及び【図イ9】の訂正についても認めることができない。イ号物件においては、争点4-2において述べるとおり、過剰な回転をした場合、軸部9が上方に移動すると共に、保持部2も縦方向に持ち上がる構造を有している。したがって、イ号物件において、過剰の回転をした場合、軸部9が破損することを前提とする被告の上記訂正は、相当ではない。

(被告の主張)

(1) 被告各物件の具体的構成は、別紙物件説明図各記載のものを別紙図面訂正

目録各記載の各図面に訂正したものである。

- (2)被告各物件においては、フレキシブル基板の先端部は、弾性接触部とハウジングの奥部の壁面との間(接触有効長内)に位置すればよく、テーパ部1B上にフレキシブル基板の先端が載置される必要はない。そのため、テーパ部1Bは、保持状態においてはフレキシブル基板の先端部を加圧部材側に近接せしめる状態で支持しない。したがって、被告各物件におけるフレキシブル基板の挿入位置及び接触子収納部の高さは、別紙図面訂正目録記載の各図面のとおりに訂正されるべきである。
- (3) フレキシブル基板用電気コネクタは、フレキシブル基板に弾性があり、しかも、フレキシブル基板挿入後、加圧部材を回動させるため、フレキシブル基板を挿入した手を離すと、ハウジングの最奥まで挿入していた場合でも若干戻ってしまうことがある。フレキシブル基板を常にハウジングの最奥まで挿入することは、実装上、困難である。だからこそ、フレキシブル基板の挿入位置を確認するための特許、実用新案が種々出願されているのである。被告各物件は、フレキシブル基板を最奥まで挿入しなくても、安定してフレキシブル基板を支えることができるというメリットを有するものである。

(4) イ号物件においては、争点4-2において述べるとおり、加圧部材を開放位置からさらに過剰に回転することはそもそも設計上想定しておらず、無理に回転させると軸部9Aが破壊されてしまうことになる。すなわち、イ号物件の剛性は、計算上、加圧部材の上面がハウジング上面に接するような回転に軸部9Aが耐えられるような設計とはなっていないのである。したがって、【図イ8】及び【図イ9】についても、別紙図面訂正目録記載の各図面のとおりに訂正されるべきである。

2 争点2(被告各物件は、本件各考案の技術的範囲に属するか。)について (1)争点2-1(被告各物件は、「開口部に臨む位置に設けられた回動支持 部」(構成要件1-②)を充足するか。)について

(原告の主張)

アa)「開口」とは、外に向って口が開いていることであるから、本件考案

1の「開口部」とは、そのような形状を有する部分を意味する。

構成要件1-①は、「上方に開口せるハウジングの開口部に接触部が配列された複数の接触子と」とされ、本件考案明細書には、「上方に開口せるハウジングの開口部に接触部が配列された複数の接触子……を備える……フレキシブル基板用電気コネクタ……。」(【0008】)と記載されており、接触部4Aが配列されたその位置関係は、本件考案明細書図3において例示されているとおりであるから、開口部とは、接触部4Aの上方、すなわち接触部4Aが配列されている空間を含む空間を意味するというべきである。

また、「開口部」とは、本件考案明細書実施例において、「ハウジング1の開口部には、回動自在に蓋状の加圧部材7が設けられている」(【0015】)と記載されていることから、開放位置から所定位置の間を回動自在に蓋状の加圧部材7が設けられている空間を含む空間でもある。

以上からすると、本件考案1の「開口部」とは、別紙開口部図面の 【図面A】の赤で着色した空間であり、ハウジングの上方が開口した部位で、接触 部4Aの上方と加圧部材7の所定位置への回動によりふさがれる部分を含む空間で あるというべきである。

- 「ハウジング内部の横方向に開口している部分」であるとし b) 被告が、 開口部から除外すると主張する部分も、その余の部分と一体となり、外に向っ て開いている形状を有しているから、当該部分を開口部から除く理由はない。被告 が指摘する本件考案明細書等の各記載は、いずれも、主として、開口部の形状では なく、開いている方向を述べているだけであり、「開口部」を被告の主張するよう に限定する理由とはならない。
- 「開口部に臨む位置」とは, 「開口部に向い対する」 「開口部を イ a) 見おろす」、あるいは「開口部を目の前にする」位置(講談社「新大辞典」参 照),すなわち、その空間と別の空間との境界付近に存在することを意味し、いず れか一方の空間内に存するか否かを厳密に限定するものではない。したがって、回 動支持部5が開口部内に存在していても,「開口部に臨む位置」に相当するという べきである。
- 本件各考案の要旨ないし効果は、回動支持部5が接触子と一体に形成 接触部4Aからの反力を加圧部材を介してハウジングの上部ではなく別部材 の回動支持部5が受け止め、吸収するという点にある。そのためには、回動支持部 5が開口部との境界付近に存すればよく、その空間の一部を構成するか否かは無関 係である。

被告は,コネクタに関する従来技術の変遷の経緯からすると,回動支 持部の位置は本件考案明細書図8における凸弯曲面と同じ位置になくてはならない と主張する。しかし、回動支持部は、蓋のように回転して開口部が開閉され、フレキシブル基板を挿入保持するための回転軸を支持するものである以上、開口部に向 い対する位置に存しなくてはならないというべきであるとしても、それ以上の限定 は不要である。

被告各物件においても、回動支持部5に該当する回動案内部5が、接 触子と一体に形成されて,接触部4Aの反力を受け止め吸収するために,開口部に 向い対する位置に設けられていることに変わりない。したがって、被告各物件は、いずれも「開口部に臨む位置に設けられた回動支持部」(構成要件1-②)の構成 を充足する。
(被告の主張)

アa) 構成要件 1 - ①及び同②は、「上方に開口せるハウジングの開口部に… …上記開口部に臨む位置に設けられた回動支持部」と定めており、「上記開口部」 とは、「上方に開口せる」空間であることが【請求項1】に明示されている。

また、本件考案明細書においては、上記「開口部に臨む位置に設けら れた回動支持部」については、【0005】【考案が解決しようとする課題】欄 実用新案登録請求の範囲と同様の記載が存するのみである。

本件考案明細書の上記各記載と同明細書図1の記載も合わせ考慮する と、ハウジング1の上方に開口する開口部は、別紙開口部図面の【図面C】の赤で 着色した空間であり、回動支持部5の右端の外側及び接触フィンガー部4上部の上 側の空間を意味するというべきである。

原告は、「開口部」とは、別紙開口部図面の【図面A】の赤で着色した空間であり、ハウジングの上方が開口した部位で、接触部4Aの上方と加圧部材 7の所定位置への回動によりふさがれる部分を含む空間であると主張する。しかし、原告が「開口部」と主張する空間のうち、ハウジング内部の横方向に開口して いる部分は除外されるべきである。

b) 本件各権利の対象である無挿抜力コネクタに関する技術は、いわゆる スライド方式から、被告各物件が採用している蓋開閉方式へと発展した。同方式 は、当該蓋によって閉じられるように上方向に開口を設け、その蓋の開閉のための 回転軸はハウジングのフレキシブル基板挿入方向手前ないし奥にある。本件考案明 細書の記載によると、本件各考案は、従来技術(特公平3-51257号公報。以下、同公報により開示された構成のコネクタを、「公知コネクタ」という。乙1)において、加圧部材が回動する際、回動案内面となる凸弯曲面が加圧部材から強い力を受け、曲げを生じるという課題や、コネクタ側面に係止爪部、係止段部を設け て加圧部材とハウジングを係止していたため,コネクタの構造が複雑かつ大型化す るという課題が生じることから、かかる問題を解決するため、回動支持部での強度 を向上し、さらには、係止爪部、係止段部を不要とし、構造及び操作の簡単なフレ キシブル基板用電気コネクタを提供することを目的として、公知コネクタにおいて

回転軸として機能する凸弯曲面を、接触子の先端部に設けた回動支持部に代替させ、かつ、その回動支持部をハウジングの保持溝によって回動軸線方向の変位が阻 止されるように保持する構造を採用した点に、考案の特徴があるというべきであ

以上によると、本件各考案は、公知コネクタの回動軸に相当する凸弯 曲面の代替として、「開口部に臨む位置」に回動支持部を設けたのであるから、公 知コネクタの回動軸が設けられた位置が、「開口部に臨む位置」に相当すると解さざるを得ない。

また,本件考案明細書には,回動支持部5は,「該保持溝1Aにて回 動軸線方向の変位が阻止されるように保持され,該保持溝1Aから突出する回動支 持部5の周縁が櫛歯状に配列されて軸状をなす」(【0015】)と記載されてい るから、本件考案1の「回動支持部」は、その周縁を除き保持溝1Aに保持されて いることになる。そして、該保持溝1Aから突出する回動支持部5の周縁が櫛歯状 に配列されて軸状をなす部分は、あたかも同心の同半径の1本の軸のごとく機能するようになっていることも合わせ考慮すると、回動支持部の位置は、保持溝の先端部分、すなわち、ハウジングの開口を形成する端部であると解さざるを得ない。

c) 「臨む」は、「①目の前にする。面する。……『湖に臨む部屋』②場合・機会などに向かい合う。……『試験に臨む』③その場所に行く。(中海)『祝春な』(公本なり、本人など、大人の表し、「のまた」(中海)

典に臨む』④治者として被治者に対する。⑤身分の高い人が自らその場に行く。 (広辞苑 第5版) という意味を有する。「開口部に臨む位置」とは、①の「湖に 臨む部屋」と同類型の表現であり、「開口部に面する」との意味で用いられている のであるから、開口部が含まれる位置と解することはできないことは明らかであ る。

原告は,開口部内も「上記開口部に臨む位置」であると主張するが, 回動支持部の位置が特定できなくなってしまう解釈は相当ではない。

d) 以上によれば、本件考案1の回動支持部5は、ハウジングの開口部に 面する位置に存しているから、「開口部に臨む位置」とは、開口部に面する位置で あって、開口部そのもの(開口部内に存するもの)は除外されているというべきで ある。

イa) イ号物件における開口部は、弾性接触部(接触部)4Aの凸部(フレキシブル基板Fと接する部分)から上方に伸ばした垂線の左側の空間部分を意味す るというべきであって、回動支持部に相当する回動案内部5は、開口部内に位置し ており,ハウジングの「開口部に臨む位置」に存しない。

b) ロ号物件における開口部も、イ号物件と同様であり、ロ号物件の回動 案内部5も、同様に、開口部内に位置しており、「開口部に臨む位置」に存しな い。

c) ハ号物件における開口部は、ハウジング上部片左端に引いた垂線の左 側空間部分を意味するというべきであるから、ハ号物件の回動案内部5も、同様 に、開口部内に位置しており、「開口部に臨む位置」に存しない。

d) したがって、被告各物件は、構成要件1-②の構成を充足しない。 (2) 争点2-2(被告各物件は、「(加圧部材が)回動支持部により回動自在 に支持され」(構成要件1-③a)を充足するか。)について (原告の主張)

アa) 本件各考案における「回動支持部により回動自在に支持され」とは、 実用新案登録請求の範囲において、「終始支持され」と規定されていない以上、加 圧部材が回動する際に発生する接触部からの反力を受け、これを回動支持部で支持 する必要のある時点で回動支持部が支持することにある。すなわち、加圧部材は、 「所定位置」と「開放位置」との間を回動、つまり正逆方向の円運動を自在に行っ ているものであり、その回動において接触部からの反力を受けたときには、回動支持部がそれに抗してこれを支持し、その回動がなされることを意味するというべき である。

被告は、構成要件 1 - ③ a について、①所定位置と開放位置のいかな る位置に回動させても,加圧部材が回動支持部によって支持されていなければなら ない、②ほかの軸を設けることなく加圧部材の回動を支持していると主張する。し かし、本件各考案は、加圧部材の回動案内を行う回動支持部を金属製の接触子の一 部として成型することにより、回動支持部での強度を向上し、もって「回動案内の 際の力に十分対向する強度を発揮」させて、加圧部材がフレキシブル基板を押圧す ることにより発生する弾性接触部からの反力に対向し、耐えるものとした点に、そ

の技術的意義を有する。他方で、加圧部材がフレキシブル基板を押圧していない場合には、回動支持部が支持する対象となる強い力が発生しておらず、これに対向する支持は必要ではないから、加圧部材が回動支持部により終始回動自在に支持される必要はなく、本件考案明細書の記載にもそのような限定はない。したがって、被告の上記主張は理由がない。

ならないことは明らかである。 ウ 被告は、イ号物件が本件各考案の技術的範囲に属するとする主張と、本件特許発明4に属するとする主張は矛盾する、と主張する。しかし、本件各考案は、加圧部材が「所定位置」(本件特許発明4の「閉位置」)から「開放位置」(本件特許発明4の「加圧部材がハウジングの前縁部に当接する前の位置」)に移動した場合を想定した考案である。これに対し、本件特許発明4は、加圧部材が「開放位置」からさらに開方向に回動した場合を想定した発明であるから、イ号物代表と本件特許発明4は、想定している場面が異なっている。すなわち、イ号物代においては、所定位置と開放位置との間では加圧部材が回動支持部により支持されているが(本件各考案が想定する場面)、開放位置を超えて加圧部材が回動した場合には、加圧部材の被案内部が回動案内部から外れる(本件特許発明4が想定する場面)構造を有しているのである。

「したがって、原告が、イ号物件が本件特許発明4の技術的範囲に属すると主張することと、イ号物件が本件各考案の技術的範囲に属すると主張することに、何ら矛盾はない。

エ 被告各物件においては、加圧部材 7 が、回動案内部 5 の周りを自在に回動する関係にある上、回動案内部 5 は加圧部材 7 の回動が不規則にならないように案内するとともに、加圧部材 7 が、フレキシブル基板 F の上面を押し下げることにより、フレキシブル基板から受ける反力により上昇しようとするのを回動案内部 5 により受け止め、当該反力を吸収させているから、加圧部材 7 と回動案内部 5 は本件考案 1 における「加圧部材 7 が上記回動支持部 5 により回動自在に支持され」ている関係に該当する。

したがって、被告各物件は、「回動支持部により回動自在に支持され」 (構成要件1-③a)との構造を充足する。 (被告の主張)

マa)構成要件1-③aを充足するためには、加圧部材が、「接触子に近接した所定位置」と「所定位置から離反した開放位置」との間を「回動持部により」「回動自在に支持され」ていることが必要である。ここに、「回動」とは、正逆方向に円運動をすることであり(日刊工業新聞社・特許技術用語集15頁)、「自在」とは、東縛もなく自由であること(同61頁)、東縛も支管も(広路第5版115~、ころのままであること」(前記特許技術用語集61頁)、「支持」とは、「支え持つこと」(前記特許技術用語集61頁)、ら、「真こと」、「ささえて持ちこたえること」である(広辞苑1162頁)から、「不会と」、「ささえて持ちこたえること」である(広辞苑1162頁)から、「大きされて近接した所定位置」と「所定位置から離反した開放位置」との間においた所定位置」と「所定位置から離反した開放位置」のいかなる位置に回動させても、加圧部材が「回動支持部」によって、支持されている必要がある。

b) 本件考案明細書には,「回動支持部により回動自在に支持」に関し, 次のように記載されている。

「上記加圧部材の回動案内を行なう回動支持部は、金属で作られている接触子と一体に成形され、すなわち接触子の一部として作られており、この接触子が複数平行にハウジングによって保持されているために、丁度金属製の軸のごとく機能する。したがって、特に軸を設けなくとも、上記複数の接触子の一部たる回動支持部により、回動案内の際の力に十分対向する強度を発揮する。」(本件考案公報【〇〇10】)

「上記ハウジング1の開口部には、回動自在に蓋状の加圧部材7が設けられている。該加圧部材7は、図1に示されるごとく、その長手方向の両端部に切欠溝8、8が形成されていて、該切欠溝8、8により両端のアーム部9、9とに区分されている。両アーム部9には上記加圧部材7の長手方向に突出る軸部9Aがそれぞれ設けられており、該軸部9Aは上記ハウジング1の半円部の中支部2Aとほぼ同じ半径で形成されている。また、上記加圧部材7の加圧部8の中面には、上記軸部9Aがハウジング1の軸支部2Aに収められた際、一連の接触子3の回動支持部5と係合する円弧部を有する回動溝部11が形成されて回動を持済1Aに行りでは、10015間で上記加圧部材7の回動溝部11が回動支持される(図2参照)。その結果、回動は金属製の上記回動支持部5により支持されその強度はきわめて高くなる。」(【0015】)

c) 原告は、本件無効審判事件の第1回口頭審理において、本件各考案にいう「回動支持部」とは、当該回動支持部のみによって、加圧部材の回動を支持するものをいい、ほかの軸を設けなければ加圧部材の回動を支持できなかったり、そのもののみで加圧部材の回動を支持しているといえないものは該当しないと主張した(乙18)。

d) 以上によると、本件考案1における「回動支持部」とは、①加圧部材を「接触子に近接した所定位置」と「所定位置から離反した開放位置」のいかなる位置に回動させても、加圧部材が「回動支持部」によって支持されているといえるもので、さらに、②そのもののみで(ほかの軸を設けなくても)、加圧部材の回動を支持しているといえなければならないというべきである。

イa) イ号物件の加圧部材 7 は、その両側端に軸部 9 A を有し、当該軸部がハウジングの回動支持部(軸支部) 2 A と係合して、フレキシブル基板を挿入する場合を含め、いずれの状況においても、加圧部材 7 を支えているのであるから、イ号物件の回動案内部 5 は加圧部材 7 を回動自在に支持していない。また、イ号物件の回動案内部 5 は、加圧部材 7 を「所定位置から離反した開放位置に回動」させた場合には、加圧部材 7 を、「支持」するどころか、「接触」すらしない。すなわち、原告自身が提出したイ号物件の断面図写真(甲 1 1 の 2 写真 3)によっても明らかなとおり、回動案内部 5 は、そのもののみで(ほかの軸を設けなくても)、加圧部材 7 の回動を支持しているとはいえないのである。加圧部材 7 を支持しているのは、軸支部 2 A であるというべきである。

しかも、加圧部材は、「回動支持部によって」、「接触子に近接した 所定位置と該所定位置から離反した開放位置との間」を「回動自在に支持され」て いなければならないから、突部12が、フレキシブル基板Fを押圧する過程に移行 した状態でのみ、「支持」があればよいと解することもできない。むしろ、このよ うな解釈は、本件無効審判事件における原告の主張とも反するものである。

b) ロ号物件の加圧部材7は、同様に、その両側端に軸部9点を有し、当該軸部がハウジングの回動支持部(軸支部)2Aと係合して、フレキシブル基板を挿入する場合を含め、いずれの状況においても、加圧部材7を支えているのであるから、ロ号物件の回動案内部5は加圧部材7を回動自在に支持していない。また、ロ号物件の回動案内部5は、加圧部材7を「所定位置から離反した開放位置に回動」させた場合には、加圧部材7を、「支持」するどころか、「接触」すらしない。そこで、ロ号物件の回動案内部5は、加圧部材7の回動を支持しているとはいえない。

c) ハ号物件の加圧部材7は、同様に、その両側端に軸部9Aを有し、当該軸部がハウジングの回動支持部(軸支部)2Aと係合して、フレキシブル基板を挿入する場合を含め、いずれの状況においても、加圧部材7を支えているのである

から、ハ号物件の回動案内部5は加圧部材7を回動自在に支持していない。そこ で、ハ号物件の回動案内部5は、加圧部材フを回動自在に支持しているとはいえな い。

- 以上より、被告各物件は、本件考案1の構成要件1-③aの構成を充 d) 足しない。
- なお、原告は、イ号物件が本件考案1のみならず本件特許発明4の技 術的範囲にも属すると主張する。しかし、本件特許 4 明細書には、「④本実施例において、作業者によって加圧部材 7 へのこの回動モーメントが上記当接の後にも維持されると、上記前縁部 1 Dを支点として保持部 2 を上方に撓ませるモーメントを持ちていると、上記前縁部 1 Dを支点として保持部 2 を上方に撓ませるモーメントを 軸部9にもたらし、図5のように該軸部が上方に変位する。したがって、加圧部材7の回動被案内部11は回動案内部5から外れ上方にもち上がり、加圧部材7の当 接面たる斜面7Aがハウジング1の上面と接面するようになる。」(【002 3】) と記載されているのであり、かかる構成は、本件各考案における、「上記接 触子に近接した所定位置と該所定位置から離反した開放位置との間を(蓋状の)加 圧部材が上記回動支持部により回動自在に支持され」る構成と両立し得ないもので ある。

したがって、そもそも「イ号物件が本件各考案の技術的範囲に属する という主張」と「イ号物件が本件特許発明4の技術的範囲に属するという主張」と は、矛盾しているものというべきである。

(3) 争点2-3 (被告各物件は、「回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方 向における各接触子と対応せる位置で複数に分割され」(構成要件 1 - ④ a)を充 足するか。) について (原告の主張)

ア 構成要件1-④aにおける「回動支持部は該回動支持部の回動軸線方向に おける各接触子と対応せる位置で複数に分割され」とは、回動支持部を回動軸線方 向で見たとき、複数枚の同部は、各接触子と対応する位置で、各接触子が分割され ると同様に分割されていることを意味するのであって、その意義は、一義的に明白 である。

だからこそ、回動支持部の分割単位と、接触子の分割単位とは対応してお 「回動支持部はそれぞれが対応せる接触子と一体に形成され」ているのである (構成要件1-4b参照)。

構成要件1一④aの意味内容が不明であるとの被告の後記主張は、本件考 案明細書の各記載に基づかない独自の主張というほかない。

イ 被告各物件の回動案内部は、各接触子と対応する位置において、各接触子 が分割されると同様に分割されているのであるから、被告各物件は、構成要件1-④aの構造を充足する。

(被告の主張)

構成要件 1 - ④ a の「回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方向におけ る各接触子と対応せる位置で複数に分割され」との構成要件における「複数に分割」との構成について、本件考案明細書に関連する記載は全くなく、その意味内容 は不明である。したがって、 本件考案明細書の実用新案登録請求の範囲の記 載からは、本件考案1の技術的範囲を明確に画することはできない。以上による 被告各物件は、構成要件1-4aの構成を充足しないというべきである。

- イa) 仮に、「複数に分割」について、何らかの意味を見い出すとすれば、本件考案1においては、複数の接触子が存在しているのであるから(構成要件1-①),「回動支持部」が「複数に分割」されているとは、個別(一枚)の接触子に 設けられた個別の回動支持部が,それぞれ「複数に分割」されていることを意味す ると解するほかはない。
- b) 仮に、「複数に分割」の意味内容を、上記のとおりに解するならば、被告各物件の個別の回動案内部は、いずれもそれぞれ複数に分割はなされていないか
- 溝に保持され」(構成要件 1-4 6)を充足するか。)について

(原告の主張) ア 本件考案1の「保持溝」は、「接触子を収容保持する」 【OO13】)ものである。そして、それぞれの回動支持部は、 (本件考案明細書 「対応せる接触子 と一体に形成され」ているものであるから、「回動支持部がハウジングの対応保持 溝に保持される」とは、接触子が保持溝に収容されることにより、接触子と一体に

形成された回動支持部が保持溝に保持されることを意味するのである。 被告各物件の回動案内部5は、ハウジング1の接触子収納部1Aに接触子3を介して保持されているのであり、被告各物件は、「ハウジングの対応保持溝に 保持され」(構成要件1-④b)の構成を充足する。

被告は,後記のとおり,補正Bが願書に最初に添付された明細書の要旨を 実質的に変更するものとして却下された以上、補正Bの内容は、本件考案1の技術 的範囲から意識的に除外されたと主張する。しかし、被告の主張は、次に述べると おり、理由がない。

原告が、本件実用新案権成立の過程において請求項1にした各補正の概

次のとおりである(下線部が補正に係る部分である。)

- 補正A【請求項1】上方に開口せるハウジングの該開口部に接触部が 配列された複数の接触子を有し、ハウジングもしくは該ハウジングに保持された部 材が上記開口部に臨む位置に回動支持部を備え、上記接触子に近接した所定位置と 該所定位置から離反した開放位置との間を蓋状の加圧部材が上記回動支持部により回動自在に支持され、該加圧部材は上記所定位置に向け回動した際に上記接触子上に配されたフレキシブル基板を接触子に対して圧する加圧部を有し、回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方向における各接触子と対応せる位置で複数に付割され、 れ、それぞれが上記対応せる接触子と一体に形成され、ハウジングの対応保持溝に 保持されていることとするフレキシブル基板用電気コネクタ。
- ② 補正B【請求項1】上方に開口せるハウジングの該開口部に接触部が 配列された複数の接触子を有し、ハウジングもしくは該ハウジングに保持された部材が上記開口部に臨む位置に回動支持部を備え、上記接触子に近接した所定位置と 該所定位置から離反した開放位置との間を蓋状の加圧部材が上記回動支持部により 回動自在に支持され、該加圧部材は上記所定位置に向け回動した際に上記接触子上 に配されたフレキシブル基板を接触子に対して圧する加圧部を有し、<u>回動支持部</u> は、該回動支持部の回動軸線方向間隔をもって配列された上記接触子の一部分が対 <u>応する対応保持溝によって回動軸線方向での変位が規制されるように保持されていることとするフレキシブル基板用電気コネクタ。</u>
- ③ 補正 C 【請求項 1 】上方に開口せるハウジングの開口部に接触部が配列された複数の接触子と、該ハウジングに保持された部材に形成され上記開口部に臨む位置に設けられた回動支持部と、上記接触子に近接した所定位置と該所定位置から離反した開放位置との間を上記回動支持部により回動自在に支持され、上記所 定位置に向け回動した際に上記接触子上に配されたフレキシブル基板を接触子に対 して圧する加圧突部を有する蓋状の加圧部材を備えるフレキシブル基板用電気コネ クタにおいて,<u>回動支持部は,該回動支持部の回動軸線方向における各接触子と対</u> 応せる位置で複数に分割され、それぞれが上記対応せる接触子と一体に形成され、 ハウジングの対応保持溝に保持されていることを特徴とするフレキシブル基板用電 気コネクタ。
- 補正Cは,実質上,補正Aに再度の補正を加えるものである。本件実用 新案権においては、補正Cにより、実用新案登録請求の範囲が特定されたのであ り、原告が本件訴訟において、補正Cを前提として主張することは、当然に許され るものである。

補正Bの却下決定は、単に同補正の内容が出願当初の明細書に記載され ていないというもので、意識的除外とは無関係であり、補正Cにおいて補正Aから 除外されていない事項については、いわゆる意識的除外は成立しない。

補正Bは、実用新案登録請求の範囲の記載を補正するものであり、同補 正が却下されても、それは本件考案1の構成が、補正のとおりとされなかったこと を意味するにすぎない。ある構成要件について、さらに限定を加えようとした補正

を思味するにするない。める情放安性について、さらに限定を加えようとした補正が却下されたとしても、それは限定が許されなかったにすぎないのである。したがって、原告が、本件訴訟において、補正Cにおいて除外されていない事項に基づいて主張することも、当然に許されるものである。

c) 本件実用新案権の審査において、担当審査官は、原告が補正Bの補正書提出後、「ハウジングもしくは該ハウジングに保持された部材が上記開口部に臨むた器に同時ませませ 位置に回動支持部を備え」とすると、従来例が存するハウジングが回動支持部を備える場合まで含まれるものと解釈する余地があると指摘した。そこで、原告は、補 正Aの「ハウジングもしくは該ハウジングに保持された部材が上記開口部に臨む位 置に回動支持部を備え」との記載から「ハウジングもしくは」を削除し、「該ハウジングに保持された部材に形成され上記開口部に臨む位置に設けられた回動支持

部」との記載に変更した補正Cの補正書を改めて提出することとしたのである。その結果として、担当審査官は、補正Bについて、明細書の要旨を変更するものであるとして補正却下したのである。当該却下は、再度の補正のための形式的、便とものにすぎず、審査官は便宜上上記の理由を付したものにすぎない。結局のとる、明細書の要旨変更との理由は、審査官の本意ではなく、請求項の記載から他で実施例とされていた考案を包含するような記載を除けば査定されることは明らかで表ったから、審査官自体、合理的理由がある却下理由とは考えていなかったので、不服申される。もちろん、原告としても、あえて争う必要がなかったので、不服申立てをしなかったにすぎない。このことは、平成10年1月9日付けの面接記録であったにすぎない。「請求項の記載に他の実施例とされていることからも、明らかである。

本件考案1は、補正C(補正Aにおいても同じ。)により、「回動支持部は、……それぞれが上記対応せる接触子と一体に形成され、ハウジングの対応保持溝に保持されている。」とされたのであるが、この補正によって、被告が主張するように、回動支持部が保持溝内に設けられているものに限定解釈する必要性はない。回動支持部が保持溝により「保持」されていれば足りるのであって、保持溝内に設けられている必要はない。

d) 以上によれば、本件考案1においては、回動支持部がハウジングの保持溝に保持されることが要求されているだけであり、回動支持部が、これと一体に形成された接触子を介して保持溝に保持される場合でも、このような保持により回動支持部のハウジングからの離脱を阻止される以上、本件考案1の技術的範囲に属するものというべきである。

(被告の主張)

アa) 原告は、本件拒絶理由通知に対し、補正Bにより、請求項1を前記のとおり補正しようとした。

特許庁担当審査官は、平成9年11月11日、「補正後の実用新案登録請求の範囲に記載された『回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方向間隔をもって配列された上記接触子の一部分が対応する対応保持溝によって回動軸線方向での変位が規制されるように保持されている』は、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載されておらず、かつ、同明細書又は図面の記載からみて自明のこととも認められないので、この補正は、明細書の要旨を変更するものと認める。したがって、この補正は特許法第53条第1項の規定により却下すべきものである。」として、補正Bを却下した。

本件考案1は、以上の審査官とのやりとり及び補正Cを経て成立したものであるから、構成要件1-④bの「ハウジングの対応保持溝に保持されている」の解釈においては、願書に最初に添付された明細書の要旨を実質的に変更することになるような解釈、すなわち、却下された補正の内容と同一である「上記接触子の一部分が対応する対応保持溝によって回動軸線方向での変位が規制されるように保持されている」という解釈は、権利化の過程において意識的に除外されたものであり、原告が本件訴訟において主張することは許されない。

b) 以上によれば、本件考案1の構成要件1-④ b における「ハウジングの対応保持溝に保持されている」とは、回動支持部の全部が、ハウジングの対応保持溝に収容されて保持されていることを意味するというべきである。 そして、保持とは、「たもちつづけること。手放さずに持っているこ

そして、保持とは、「たもちつづけること。手放さずに持っていること。」(広辞苑第5版2454頁)を意味すること、本件考案1の技術的意義は、回動支持部の強度を向上することであることを考慮すると、回動支持部が、対応保持溝に嵌合して持たれた状態になっていることを要すると解すべきである。

「本件考案明細書によると、本件各考案は、「加圧部材52の回動の際、回動案内面となる凸弯曲面54には加圧部材52から強い力を受け、該凸弯曲面54には加圧部材52から強い力を受け、該凸弯曲面54が紙面に直角方向に長く延びているときには曲げを生ずることもある。」(本考案公報【0006】)という技術的課題の解決のために、「回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方向における各接触子と対応せる位置で複数に分割され、それでれが上記対応せる接触子と一体に形成され、ハウジングの対応保持溝に保持されている」(同【請求項1】)構成を採用し、さらに、「……回動支持部は、金属での接触子と一体に成形され、即ち接触子の一部として作られており、での接触子が複数平行にハウジングによって保持されているため、金属製の軸のごとく機能する。……回動案内の際の力に十分対向する強度を発揮する。」(同【00

- 10】) ものとされているのである。そこで、本件各考案の作用効果からしても、構成要件1-④bにおける「ハウジングの対応保持溝に保持されている」とは、回動支持部の全部がその周縁部を除き、ハウジングの対応保持溝に収容されて保持されていることを意味していると解さざるを得ない。
- ウ 被告各物件における回動案内部は、ハウジングに設けられた接触子収納部1Aに保持されていないから、構成要件1-④bの構成を充足しない。
- (5) 争点2-5 (ハ号物件に特有の構成は、本件考案1の構成要件1-2, 1-3 a 及び1-4 b を充足するか。) について

(被告の主張)

ア ハ号物件に特有の構成は、次のとおりである。

- a) 接触子の連結部から上方側に延びる腕に形成された凹状の弾性軸受部(回動中心5A)は、ハウジングの開口部から前方に大きく突出・張出し、連結部及び連結部から下方側に延びる弾性接触部と連動して首ふり弾性変形するようになっている。
- b) 接触子は、固定部がハウジングの対応保持溝に圧入され固定されているのみで、首ふり基底部、連結部、連結部から上方側に延びる弾性軸受部を有する腕、連結部から下方側に延びる弾性接触部を有する腕は、いずれもハウジングの対応保持溝に保持されていない。
- c) 加圧部材を回動するための軸部は、加圧部材のスリットを端部でふさぐように1本のカム状の軸を形成しており、カムの回転に伴って、連結部から上方側に延びる弾性軸受部を有する腕、連結部から下方側に延びる弾性接触部を有する腕を上下方向に弾性的に押し広げるようになっている。
- が d) 加圧部材を回動するための軸は、加圧部材の先端に1本のカム状の軸として設けられており、凹状の弾性軸受部が形成された上方側に延びる腕の先端部は、加圧部材のスリットを貫通するように構成され、加圧部材の回動のための軸部となっていない。さらに、凹状の弾性軸受部の先端はフック状になっている。
- イ ハ号物件に特有の上記構成からすると、同物件の技術思想(作用効果)は、ハウジングの開口部に突出・張出した接触子(連結部から上方側に延びる弾性軸受部を有する腕)の上部にハウジングがなく、上下方向に弾性変形する(上方に押し広げられる)ように構成することによって、種々の板厚のフレキシブル基板に対応すると共に、コネクタを小型化・低背化することができる点にある。また、首ふり基底部を中心として首ふりを行い、連結部から上方側に延まれている。
- また、首ふり基底部を中心として首ふりを行い、連結部から上方側に延びる弾性軸受部を有する腕と連結部から下方側に延びる弾性接触部を有する腕が連動して首ふり弾性変形することができるため、フレキシブル基板の水平方向に変位 (例えば波うったような変形) があっても、フレキシブル基板を押圧する接触子が 個々に首ふり弾性変形してこれに対応することができ、フレキシブル基板との接触 信頼性を向上することができる。

そのほか、加圧部材の先端部にカム状軸部を設け、フック状にした凹状の弾性軸受部の先端と係合させることにより、加圧部材がどのような位置にあってもハウジングから外れないようにすることができる。

このような構成は、被告が開発した技術思想であり、特許第3023442号(乙29)、特許第3579827号(乙30)、特許第3278742号(乙31)として成立している。さらに、加圧部材側にカム構造を有する軸を設け、接触子側にこれを受ける軸受部を設けて、加圧部材の回動に伴い相対する接触子を上下方向に押し広げるような弾性変形をさせる構成は、このほかに、特開平1-315976号公報(乙10)、特開昭56-41678号公報(乙32)にも開示されている。

ウ 本件各考案は、従来のコネクタの技術的課題、すなわち、加圧部材の回動の際、回動案内面となる凸弯曲面には加圧部材から強い力を受け、凸弯曲面が紙面に直角方向に長く延びているときには曲げを生ずることもあるため、これを解決するために考案されたものである。

つまり、本件各考案では、回動支持部を金属からなる接触子に一体形成することによって、加圧部材からの強い圧力を受けてもハウジングが上下方向に変形しないようにすることを目指したものであり、その剛性確保のために、回動支持部は開口部に臨む位置というハウジングの端部(従来技術の凸弯曲面が形成される端部)に設けられ、かつ、その回動支持部は、ハウジングの対応保持溝に保持されて、変位が阻止される構成を有するのである。

本件各考案の技術思想は、回動支持部を固定片として上下方向・水平方

向のいずれにも変位を規制しようとする思想であるのに対し、ハ号物件は、ハウジングの開口部に突出・張出した接触子(連結部から上方側に延びる弾性軸受部を有する回動案内部5)及び連結部から下方側に延びる弾性接触子を有する腕並びに連 結部が,ハウジングの対応保持溝に保持されることなく,接触子(腕)が上下方向 に弾性変形し、かつ、首ふり弾性変形するように構成することを主眼とする思想で あって、両者は全く異なる技術思想に基づくものである。

- エ ハ号物件は、次のとおり、本件考案1の技術的範囲に属しない。 a) ハ号物件のハウジングの開口部に突出・張出した接触子(連結部から 上方側に延びる弾性軸受部を有する腕)に設けられた凹状の弾性軸受部は、上下方 向及び水平方向に変位を規制されることなく、上下方向の弾性変形及び首ふり弾性変形をするように構成されていて、本件考案1の構成要件1-④bの「ハウジング の対応保持溝に保持されている」との構成を充足しない。
- b) ハ号物件の回動案内部5 (連結部から上方側に延びる弾性軸受部を有 する腕)は、ハウジングに保持されていないから、当該腕部材に形成された弾性軸受部は、本件考案1の構成要件1-2の「ハウジングに保持された部材に形成され ……た回動支持部」との構成を充足しない。
- c) ハ号物件の回動案内部5 (連絡部から上方側に延びる弾性軸受部を有 する腕)は、ハウジングの開口部に突出し、張出しているため、前記接触子の先端 側に設けられた凹状の弾性軸受部は、本件考案1の構成要件1-2の「上記(ハウ ジングの)開口部に臨む位置に設けられた回動支持部」との構成を充足しない。
- d) ハ号物件のハウジングの開口部に突出・張出した回動案内部5 (連結 部から上方側に延びる弾性軸受部を有する腕)に設けられた凹状の弾性軸受部は、 加圧部材に設けられたカム状軸部と係合しており、加圧部材が開位置から閉位置に向かって回動することに伴うカム状軸部の回動に追随して上下方向に弾性変形する ようになっており,このようなカム構造を有するカム状軸の回転によって上下に押 し広げられる凹状の弾性軸受部を備えた加圧部材は、本件考案1の構成要件1-3 aの「(加圧部材が)回動支持部により回動自在に支持され」との構成を充足しな い。

(原告の主張)

構成要件1-④ bにおける回動支持部が「ハウジングの対応保持溝に保 持されている」とは、回動支持部が接触子と一体に形成され、その一体に形成され たものがハウジングの対応保持溝に保持されていれば足り、回動支持部自体が直接 に保持溝にある必要はない。

本件考案明細書の,「……加圧部材52の回動の際,回動案内面となる 凸弯曲面54には加圧部材52から強い力を受け、該凸弯曲面54が紙面に直角方向に長く延びているときには曲げを生ずることもある。」(本件考案公報【0006】)「本考案はかかる問題を解決し、回動支持部での強度を向上……することを 目的とする。」(同【0007】) との記載は、その文言から明らかなように、上下方向の変位が全く存在しないと説明しているのではなく、従来、ハウジングの一 部として構成されていた弯曲面54において生じた曲げの問題について、本件各考 案が金属製の接触子と一体に形成した回動支持部とすることにより強度を向上して 解決するものであることを説明しているにすぎない。本件各考案においては、回動 支持部を金属で構成される接触子と一体として構成することにより、従来技術の課題を解決したものである。すなわち、金属で構成される接触子が対応保持溝に保持されており、回動支持部がそれと一体に形成されることで、回動の際に若干の上下方向の変しなあるとしても、「T度金属製の軸のことく機能(し)・・・・・回動案内の 際の力に十分対向する強度を発揮する。」のである(同【0010)】)

そして,ハ号物件の回動案内部5は,接触子3と一体に形成され,この 接触子3がハウジング1の接触子収容部1Aに保持されているのである。

したがって、ハ号物件が構成要件1-④bの「ハウジングの対応保持溝

に保持されている」との構成を充足していることは明白である。
イ 構成要件1-②における回動支持部が「ハウジングに保持された部材に形成され」ているとは、ハウジングに保持され、ハウジングとは別の部材である接触子と一体に回動支持部が形成されているという意味であり、回動支持部自体がハ ウジングの対応保持溝に保持されている必要はない。「ハウジングに保持された部 材」は、 「接触子」と同義である。

ハ号物件の回動案内部5は、ハウジングに保持され、ハウジングとは別 部材である接触子3と一体に形成されている。したがって、ハ号物件の弯曲部5

が、「ハウジングに保持された部材に形成され」(構成要件1-②)との構成を充足していることは明白である。

ウ 構成要件 1 - ②における「開口部に臨む位置」については、争点 2 - 1 において述べたとおりである。ハ号物件の回動案内部 5 は、この開口を形成する。ウジングにおける弾性接触部側を見下ろす辺りの位置に存することは明確である。被告は、本件各考案は、加圧部材からの強い反力を受けてもハウジングが上下ウジングが上で変形しないようにすることを目指したものであるとして、回動支持部はハウジングをと主張する。しかし、本件各考案は、ハウジングが上下方向に変形しないようにすることを目指したものである。回動支持部は、弾性接触部によることを発揮させることを目指したものである。回動支持部は、弾性接触部反力を受け、その力に十分対向する位置に存することを要するが、それ以上、従来技術における凸弯曲面 5 4 (本件考案明細書図 8 及び 9 参照)と全く同一の位置に表し、変位が阻止される構成になっていることは、実用新案登録請求の範囲の文書がらも要求されていない

上はもとより、同明細書の記載からも要求されていない。 エ 構成要件 1 — ③ a における「(加圧部材が)回動支持部により回動自在に支持され」とは、回動支持部が、加圧部材の回動を阻害せず、同部材の回動において接触部からの反力を受けたときにその力に対向し、同回動を案内し、支持することを意味する。被告が主張するように、ハ号物件においては、加圧部材のカム状軸の回転によって、回動支持部に該当する凹状の弾性軸受部が上下に押し広げられるという若干の変位が存在したとしても、ハ号物件の弾性軸受部が加圧部材の回動を支持していることに変わりはないのである。ハ号物件の弾性軸受部と加圧部材が構成要件 1 — ③ a を充足することは明らかである。

構成要件 1 - ③ a を充足することは明らかである。 (6) 争点 2 - 6 (ハ号物件に特有の構成は、本件考案 2 の構成要件 2 - ①, 2 - ②及び 2 - ③を充足するか。)について

(原告の主張)

ア ハ号物件の突部 1 2 及び回動案内部 5 は、本件考案 2 の突部 1 2 及び回動支持部 5 に相当する。ハ号物件の上記突部 1 2 は、加圧部材 7 が開放位置にあるときには、回動案内部 5 の回動中心 5 A と接触子の接触部 4 A とを結ぶ線よりも外側にあり、加圧部材 7 が所定位置まで回動したときには、上記線を越えるように位置付けられている。したがって、ハ号物件は、本件考案 2 の構成要件 2 一①及び同 2 一②をいずれも充足する。

前記争いのない事実及び争点2-1ないし2-5において述べたとおり、ハ号物件は、本件考案1の技術的範囲に属するものであるから、本件考案2の技術的範囲にも含まれるというべきである。

イ 被告は、構成要件2-①は、回動支持部が軸中心を有することを前提としているが、ハ号物件の弾性軸受部は軸ではなく、軸中心を有しないから、同構成要件を充足しないと主張するが、構成要件2-①は、「回動中心」と定めているのであって、軸中心を有することを定めたものではない。ハ号物件においても、加圧部材は回転運動をしており、その回転の中心は存在する。そして、その回転運動は、加圧部材と凹状の弾性軸受部との接点を支点として行われるのであって、その「回動中心」が同弾性軸受部に存することは明白である。被告の主張に理由はない。

(被告の主張)

ア 構成要件2-①は、「加圧突部は、上記加圧部材が開放位置にあるときには回動支持部の回動中心と接触子の接触部とを結ぶ線よりも外方にあり」と規定し、構成要件2-②も「加圧部材が所定位置まで回動したときには上記線を越えるように」と規定しており、いずれも回動支持部が軸中心を有することを前提にしている。これに対し、ハ号物件のハウジングの開口部に突出・張出した接触子(連結部から上方側に延びる弾性軸受部を有する腕)に設けられた凹状の弾性軸受部は、軸ではないから軸中心を有しない。したがって、ハ号物件は、構成要件2-①、2-②の構成を充足しない。

イ 本件考案2の構成要件2-③は,「請求項1に記載のフレキシブル基板 用電気コネクタ」と規定している。ハ号物件が本件考案1の構成要件を充足してい ないことは上記のとおり明らかであるから,ハ号物件は,いずれにしても本件考案 2の技術的範囲に属しない。

3 争点3(被告各物件は、本件特許発明3の技術的範囲に属するか。)について

(1) 争点3-1 (被告各物件は、「開口部に臨む位置に回動支持部を備え」 (構成要件3-②)を充足するか。)について

(原告の主張)

本件特許発明3の構成要件3一②における「開口部に臨む位置に回動支 持部を備え」の意義については、争点2-1(構成要件1-2)において述べたと 同様の理由により、「開口部」とは、別紙開口部図面の【図面B】の赤で着色した 空間であり、ハウジングの上方が開口した部位で、接触部4Aと加圧部材フの所定

位置への回動によりふさがれる部分を含む空間であるというべきである。 また、回動支持部5が開口部内に存しているとしても、争点2-1 成要件1-2)において述べたと同様の理由により、「開口部に臨む位置」に該当

するというべきである。

被告各物件においても、回動支持部5に該当する回動案内部5が、接触 子と一体に形成されて,接触部(4A)の反力を受け止め,吸収するために,開口 部に臨む位置に設けられている。したがって、被告各物件は、いずれも「開口部に 臨む位置に回動支持部を備え」(構成要件3-2)の構成を充足する。

(被告の主張)

- ア 争点2−1において述べたとおり、構成要件3−②における「開口部」 別紙開口部図面の【図面D】の赤で着色した空間であり、上方に開口してい る空間、すなわち、側壁とハウジング上壁前縁部で囲まれ上方向に開放された空間 をいい、ハウジング内部の横方向に開口している部分は当然除かれるべきである。 イa) イ号物件における開口部は、争点2-1において述べたとおり、弾性接触部(接触部)4Aの凸部(フレキシブル基板Fと接する部分)から上方に伸ばした垂線の左側の空間部分を意味するというべきであるから、回動支持部に該当す る回動案内部5は、開口部内に位置しており、ハウジングの「開口部に臨む位置」 に存しない。
- 口号物件における開口部も、イ号物件と同様の空間を意味するから 口号物件における回動案内部5も、同様に、開口部内に位置しており、「開口部に 臨む位置」に存しない。
- c) ハ号物件における開口部は、ハウジング上部片左端に引いた垂線の左 側空間部分を意味するというべきであるから、ハ号物件の回動案内部5も、同様に、開口部内に位置しており、「開口部に臨む位置」に存しない。 (2) 争点3-2 (被告各物件は、「加圧部材が上記回動支持部により回動自在
- に支持され」(構成要件3-3)を充足するか。)について

(原告の主張)

本件特許発明3の構成要件3一③における「加圧部材が上記回動支持部 により回動自在に支持され」とは、争点2-2において述べたのと同様の理由により、加圧部材が回動する際に発生する接触部からの反力を受け、これを回動支持部 で支持する必要のある時点で回動支持部が支持すること、すなわち、加圧部材は、 「所定位置」と「開放位置」との間を回動しており、その回動において接触部から の反力を受けたときには、回動支持部がそれに抗し回動がなされることを意味する というべきである。

被告各物件においては、加圧部材フが、回動案内部5の周りを自在に回 動する関係にある上,回動案内部5は加圧部材7の回動が不規則にならないように 案内するとともに、加圧部材 7 が、フレキシブル基板 F の上面を押し下げることにより、フレキシブル基板から受ける反力により上昇しようとするのを回動案内部 5 により受け止め、当該反力を吸収させている。したがって、被告各物件の加圧部材7と回動案内部5は本件特許発明3における「加圧部材が上記回動支持部により回 動自在に支持され」(構成要件3-3)との構成を充足する。

ウ 被告は、イ号物件が本件特許発明3の技術的範囲に属するとする主張 と、本件特許発明4の技術的範囲に属するとする主張とは矛盾する、と主張する。しかし、本件特許発明3は、加圧部材が「所定位置」(本件特許発明4の「閉位置」)から「開放位置」(本件特許発明4の「加圧部材がハウジングの前縁部に当 接する前の位置」)に移動した場合を想定した発明である。これに対し、本件特許 発明4は、加圧部材が「開放位置」からさらに開方向に回動した場合を想定した発 明であるから、本件特許発明3と本件特許発明4は、想定している場面が異なって いる。すなわち、イ号物件においては、所定位置と開放位置との間では加圧部材が 回動支持部により支持されているが (本件特許発明3が想定する場面), 開放位置 を超えて加圧部材が回動した場合には、加圧部材の被案内部が回動案内部から外れ る構造(本件特許発明4が想定する場面)を有しているのである。

したがって、原告が、イ号物件が本件特許発明4の技術的範囲に属すると主張することと、イ号物件が本件特許発明3の技術的範囲に属すると主張することに、何ら矛盾はない。

(被告の主張)

イa) 争点 2 ー 2 において述べたとおり、イ号物件の加圧部材 7 は、その両側端に軸部 9 A を有し、当該軸部がハウジングの回動支持部(軸支部) 2 A と係合して、フレキシブル基板を挿入する場合を含め、いずれの状況においても、加圧部材を回動自在に支持していない。また、イ号物件の回動案内部は加圧部材を回動自在に支上に開放位置に回動」させた場合には、加圧部材を「支持」するどころか、「接した開放位置に回動」させた場合には、加圧部材を「支持」するどころか、「接したイ号物件の断面図写真(甲 1 1 の 2 写真 3)によっても明らかなとおり、回動案内部 5 は、そのもののみで(ほかの軸を設けなくても)、加圧部材 7 の回動を支持しているとはいえないのである。

- b) 同様に、口号物件の加圧部材7は、その両側端に軸部9Aを有し、当該軸部がハウジングの回動支持部(軸支部)2Aと係合して、フレキシブル基板を挿入する場合を含め、いずれの状況においても、加圧部材7を支えているのであるから、口号物件の回動案内部5は、加圧部材7を回動自在に支持していない。
- c) 同様に、ハ号物件の加圧部材7は、その両側端に軸部9Aを有し、当該軸部がハウジングの回動支持部(軸支部)2Aと係合して、フレキシブル基板を挿入する場合を含め、いずれの状況においても、加圧部材7を支えているのであるから、ハ号物件の回動案内部5は加圧部材7を回動自在に支持していない。
- d) 以上より、被告各物件は、本件特許発明3の構成要件3一③の構成を 充足しない。
- (3) 争点3-3 (被告各物件は,「加圧部は回動軸線からの距離が異なる二つの隣接面が連絡する移行部により形成される」(構成要件3-⑤)との構成を充足するか。)について

(原告の主張)

ア本件特許発明3の構成要件3-⑤における「二つの隣接面が連絡する」とは、「回動軸線からの距離が異なる二つの隣接面が連絡する」ということであり、移行部(突部12)において隣接し、かつ回動軸線からの距離が異なる二つの面が交叉・連絡する部分を意味する。

本件特許3明細書には、移行部の実施例として、加圧角部12ないし加圧突部12が記載されており、「上記加圧角部12のフレキシブル基板Fへの加圧力は、当然のことながら、該加圧角部12が回動支持部5の中心5Aの垂線上に到達したときに最大値をとる」(本件特許3公報【0022】)とも記載されている。このように、同明細書には、構成要件3-⑤について、詳細な記載があり、同構成要件の意味内容は、同明細書の記載から明確である。同構成要件の意味内容が不明であるとの被告の主張は理由がない。

イa) 構成要件3-⑤における回動軸線とは、回動支持部5の中心5Aを通る回動軸線を意味し、イ号物件及び口号物件においては、回動案内部5の回動中心5Aを通る回動軸線が該当する。

構成要件3-⑤における「隣接面」とは、加圧部材7の回動において、フレキシブル基板F側に位置し、互いに角度をもって突部12に連なる二つの面であって、イ号物件及び口号物件においては、別紙物件説明図の【図イ3】及び【図口3】中の拡大図に示すとおり、突部12に連なる二つの面であって、隣接面S1、隣接面S2と符号が付された二つの面をいう。

本件特許発明3においても、イ号物件及び口号物件においても、回動軸線から距離(d1<d2)が異なる二つの隣接面を有し、この二つの隣接面が突部12で連絡している。

したがって、イ号物件及び口号物件は、構成要件3-⑤の構成を充足する。

b) ハ号物件においては、回動案内部5の湾曲面が加圧部材に当接する回動中心5Aを通る回動軸線が本件特許発明3における回動軸線に該当し、図ハ3の拡大図に示すとおり、突部12に連なる二つの面であって、隣接面S1、隣接面S2と符号が付された二つの面が、「隣接面」に該当する。
ハ号物件においても、回動軸線から距離(d1<d2)が異なる二つのではます。

ハ号物件においても、回動軸線から距離(d1<d2)が異なる二つの隣接面を有し、この二つの隣接面が突部12で連絡しているのであるから、ハ号物件は、構成要件3-⑤の構成を充足する。

c) 以上によれば、被告各物件は、いずれも、「加圧部は回動軸線からの 距離が異なる二つの隣接面が連絡する移行部により形成される」(構成要件3-⑤)との構成を充足する。

(被告の主張)

ア 構成要件3-⑤における「二つの隣接面が連絡する」に関しては、本件特許3明細書には、特段の説明がなく、「二つの隣接面が連絡する」という構成の意味内容は不明である。

イ 構成要件3-⑤における「移行部」に関しては、本件特許3明細書には、次の記載がある。

「……該加圧部材は、回動軸線からの距離が長い方の面が接触子に近づくように回動し、加圧部の移行部がフレキシブル基板の一方の面に近接し当接するようになる。」(本件特許3公報【0012】)
「上記加圧部材7は上記回動溝部11の背部に、回動軸線からの距離が異

「上記加圧部材7は上記回動溝部11の背部に、回動軸線からの距離が異なる二つの隣接平坦面の移行部により加圧角部12が形成されており」、「……上記移行部を形成する隣接せる二つの面は平坦面に限らず、曲面であってもよい。また、移行部が角部となっていなくとも丸味を有していてもよい。」(同公報【0019】)

ウ 上記の記載によれば、加圧角部12は移行部により形成されていることになり、移行部とは、加圧角部12にほかならないと解さざるを得ない。しかし、移行部をこのように解しても、「二つの隣接面が連絡する移行部」の意味内容は依然として不明というほかない。

容は依然として不明というほかない。 構成要件3-⑤における「二つの隣接面が連絡する移行部」の意味内容が不明である以上、本件特許発明3の技術的範囲を画することはできず、被告各物件がその技術的範囲に属するとはいえない。

(4) 争点3-4 (被告各物件は、「該フレキシブル基板の先端部を加圧部材側に近接せしめる状態で支持するための支持部を有し」(構成要件3-⑥)を充足するか。)について

(原告の主張)

ア 被告各物件においては、製造時においてフレキシブル基板の先端が最奥部まで挿入されており、テーパ部に載置されていることは明白である(甲8ないし10. 甲12)。

被告各物件において、フレキシブル基板の先端が最奥部まで挿入されると、その先端がテーパ部に載置されることは、被告各物件の断面写真(甲17)から明らかである。特に、ハウジング面の断面写真(甲17・写真1-2、写真2-2、写真3-2)は、テーパ部が断面に現れているので、テーパ部の上面にフレキシブル基板の先端下面が載置されていることが明確に示されている。

被告各物件のコネクタは非常に小さいものである(各被告製品の弾性接触部からハウジングの奥〔フレキシブル基板が突き当たる部分〕までの距離は、イ号物件が約1.6mm、ロ号物件が約1.3mm、ハ号物件が約1mmである。)。したがって、フレキシブル基板の接続位置の微妙な違いによる電気接続の不安定という欠陥を生じさせないためにも、上記約1.6mmないし約1mmの中の特定の範囲の部

分において接続位置を定めることは作業上無理である。被告は、欠陥防止のために、被告各物件の製造時、フレキシブル基板の先端が最奥部に至るように、取扱い説明書によって指示しているのである(甲8,9)。

イ 被告各物件が、本件特許発明3の構成要件3 - ⑥を充足するか否かは、被告各物件の具体的構成を前提として客観的に定められるべきである。被告がテーパ部を設けた目的や、被告各物件がフレキシブル基板の先端がテーパ部に載置されなくとも使用可能か否かとは無関係である。被告各物件の構成が、客観的に本件特許発明3の技術的範囲に属する以上、被告が指摘する各事情を考慮する必要はない。

以上からすれば、被告各物件におけるテーパ部1Bは、構成要件3-⑥の支持部1Bに該当し、被告各物件は、構成要件3-⑥の構成を充足する。

ウ 被告は、被告各物件において、フレキシブル基板に弾性があるため、フレキシブル基板挿入後、手を離すと、ハウジングの最奥まで挿入していた場合で挿入してしまうことがあり、常に、フレキシブル基板をハウジングの最奥まで挿入したとき、その戻りが上記約1.6mmないし約1mmの範囲内に収まるとは限られないから、それでは電気接続の不良が生じるおそれは解消しない。したがって、フレキシブル基板を最奥部に強く押し付けるような作業は、通常行われるはずがない。誤った作業により、例外的にフレキシブル基板Fの先端がテーパ部1Bに載置されないことがあり得るとしても、通常、載置されている以来、被告各物件が構成要件3-6の構成を充足するものであることに対象である。

また、イ号物件にフレキシブル基板を挿入し、加圧部材を開放位置から所定位置まで回動する様子を撮影した写真(甲15)からも明らかなように、一方の手によってフレキシブル基板の先端が最奥部に至るように挿入し、その状態を保ちつつ、他方の手によって加圧部材を所定位置まで回動すれば、フレキシブル基板が戻ることもなく作業を行うことができるのであるから、大量生産において、迅速かつ正確な作業をする上では、特別に指示がない限り、自然とこのような動作によって作業がなされることは明らかである。

(被告の主張)

ア 本件特許3明細書において、構成要件3-⑥の「支持部」について、次のような記載がある。

「先端が支持部に到達すると、該フレキシブル基板は上記支持部によりその厚み方向に加圧部材側へ寄せられる。」(本件特許3公報【0012】)上記ハウジング1の保持溝1Aには、上記接触子3が圧入された際、接触フィンガー部よりも若干上方位置に支持面をもつ支持部1Bを有し、該支持部1Bにてフレキシブル基板の先端部を受け止めると共に上方にもち上げるように支持する。」(同公報【0017】)

イ 本件特許3明細書の上記記載と図3を合わせ考慮すると、構成要件3-⑥の「支持部」は、フレキシブル基板の先端部を加圧部材側に近接せしめる状態で支持するものである必要がある。

しかし、被告各物件においては、フレキシブル基板の先端部は、弾性接触部とハウジングの奥部の壁面との間(接触有効長内)に位置すればよく、テーパ部1B上にフレキシブル基板の先端が載置される必要はない。そのため、テーパ部1Bは、保持状態においてはフレキシブル基板の先端部を加圧部材側に近接せしめる状態で支持しない。

被告各物件におけるテーパ部1Bは、ハウジングの強度を向上するための設計上の必要に基づき形成されているものであって、ハウジングの最奥部においてわずかに接触子の上端から顔をのぞかせる程度のものである。テーパ部1Bは、フレキシブル基板の先端部を加圧部材側に近接せしめる状態で支持するための部材ではないことは、イ号物件の断面写真(乙19)によっても明らかである。

ではないことは、イ号物件の断面写真(Z19)によっても明らかである。 以上によると、被告各物件には「支持部」はなく、構成要件3-⑥の構成を充足しない。

(5) 争点3-5 (被告各物件は、「該支持部と接触子の弾性接触部がフレキシブル基板の下面側で二支点を形成して」(構成要件3-⑦)を充足するか。)について

(原告の主張)

ア 本件特許発明3の趣旨は、「加圧部材を一旦所定位置まで回動すれば、フレキシブル基板の結線が不用意に外れることがなくなり、信頼性が向上する点に

ある(本件特許3公報【0026】参照)。すなわち、構成要件3一⑦における「二支点」とは、支点が少なくとも二つ存在するという意味であり、その二つの支点の間(「二支点間」)に「移行部」が存在し、かつ「フレキシブル基板を上面側から加圧するようになっている」ことを意味するというべきであるから、「支持部と接触子の弾性接触部がフレキシブル基板の下面側で二支点を形成して……加圧部材の移行部が該二支点間でフレキシブル基板を上面側から加圧するようになって」いれば、本件特許発明3の技術的範囲に属することになる。

いれば、本件付託先明3の及門印集団に属することにある。 力学的観点からしても、奥方に「支持部」、手前に「弾性接触部」があり、その間で「移行部」がフレキシブル基板を上面側から加圧していれば、フレキシブル基板の下面側では、支持部と弾性接触部が支持している関係になることは明らかである。

そして、被告各物件においては、移行部がテーパ部1Bと弾性接触部4Aの二支点間でフレキシブル基板Fを上面側から加圧していることから、加圧部材を一旦所定位置まで回動すれば、フレキシブル基板Fは不用意に外れることがない。したがって、被告各物件は、本件特許発明3の作用効果を奏しているということができる。

以上によれば、被告各物件は、本件特許発明3の構成要件3一⑦の構成を充足する。

(被告の主張)

ア 構成要件3-⑦は、「フレキシブル基板の下面側で二支点を形成して」と規定する。しかし、フレキシブル基板が支持されるハウジング奥部に設けられる支持部1Bは、接触子収納部1Aを挟むように構成されているから、フレキシブル基板Fの各導体部とその両側の絶縁部は、フレキシブル基板Fの下面で接触部4Aと接触子収納部1Aを挟むように設けられた二つの支持部1Bの三点で支持されていることになる。構成要件3-⑦の、「フレキシブル基板の下面側で二支点を形成する」との文言は、意味不明というべきである。したがって、本件特許3明細書の記載からは、同発明の技術的範囲を明確に画することはできず、被告各物件は、同発明の技術的範囲に属するとはいえない。

イ 本件特許3明細書における実施例に関する記載などからすると、加圧部材の移行部が、開位置から回動を開始し、フレキシブル基板に最初に当接する当接開始点は、接触子3の弾性接触部とハウジングの支持部の二支点の間に位置し、その後、所定位置まで回動せしめたときにおいても、その移行部が当該二支点の間に位置すること想定しているというべきである。

ウ 被告各物件は、争点3-4において述べたとおり、「支持部」に相当する部分を有さない。被告各物件において、フレキシブル基板Fは、加圧部材を閉位置まで回動したときには、加圧部材の隣接面S2と弾性接触部4A間でのみ狭持されているのであって、本件特許発明3とは異なる原理によってフレキシブル基板Fを狭持しているのである。

すなわち、被告各物件において、加圧部材を加圧し、回動が完了する位置において、弾性接触部と回動案内部間にフレキシブル基板Fの上面と加圧部材の隣接面S2が接した状態で狭持される。

被告各物件のフレキシブル基板狭持構造は、被告が開発したコネクタに おけるフレキシブル基板の狭持構造である特公平4-33671号公報(本件特許

3明細書で従来技術として引用されている。)に開示されている方法である。その 意味で、被告各物件は、本件特許3明細書における「発明が解決しようとする課 題」において指摘された技術的課題をそのまま有するものであって,フレキシブル 基板を安定して支持するに当たって、本件特許発明3のような「支持部」を必要と しない。そのため、同発明のような「支持部」を常に必要とする方式のように、ハ ウジングの奥部にある「支持部」による支持が必要不可欠ではなく、フレキシブル 基板を常にハウジング奥部まで挿入しなければ、安定した支持ができないわけではない。換言すれば、フレキシブル基板を常にハウジング奥部まで挿入しなければ、 安定した支持が得られないという点は、本件特許発明3のデメリットといえるので ある。被告各物件のようなフレキシブル基板用電気コネクタにおいては、争点1 同3-4で述べたとおり、フレキシブル基板の弾性から、常に、フレキシブル基板 をハウジングの最奥まで挿入することは、実装上、困難である。だからこそ、フレ キシブル基板の挿入位置を確認するための特許、実用新案が種々出願されているの である。被告各物件は、フレキシブル基板を最奥まで挿入しなくても、安定してフレキシブル基板を支えることができるというメリットを有するものである。 エ、被告各物件は、弾性接触部が回動中心よりハウジング奥側にあるため、

加圧力を除去しても、弾性接触部からの支持力により加圧部材は閉じる方向のモ-メントを受けて加圧時と同じ状態でフレキシブル基板を保持する。このように、被 告各物件のハウジング奥部のテーパ部はフレキシブル基板の狭持保持には何ら寄与 しない構成要素である。

被告各物件のフレキシブル基板狭持構造によると,加圧力を除去した場 合,加圧時と同じ状態,すなわち、弾性接触部と回動案内部間に、フレキシブル基板Fの上面と加圧部材の隣接面S2が接した状態で狭持されるから、加圧部材のフ レキシブル基板Fへの押圧力は,隣接面S2を介して与えられるのであって,突部 12は、フレキシブル基板 Fを上面側から加圧しない。

カ 以上によると、被告各物件は、①テーパ部と接触子の弾性接触部は、フレキシブル基板Fの下面側で二支点を形成せず、②ハウジング奥部のテーパ部はフ レキシブル基板Fの狭持保持には何ら寄与しない構成要素であり、③加圧部材の突部はフレキシブル基板Fを上面側から加圧しないから、仮に突部12が移行部に相当したとしても、構成要件3-⑦の構成を充足しない。
(6) 争点3-6 (ハ号物件に特有の構成は、構成要件3-②, 3-③を充足する。)

るか。) について

(被告の主張)

ハ号物件は、争点2-5において述べたように、特有の構成を備えてい

ハ号物件の回動案内部5 (連絡部から上方側に延びる弾性軸受部を有す る腕)は、ハウジングの開口部に突出し、張出しているため、回動案内部5の先端側に設けられた凹状の弾性軸受部は、本件特許発明3の構成要件3-2の「上記開 口部に臨む位置に回動支持部を備え」との構成を充足しない。

ウ ハ号物件のハウジングの開口部に突出し・張出した回動案内部5 (連結 部から上方側に延びる弾性軸受部を有する腕)に設けられた凹状の弾性軸受部は、 加圧部材に設けられたカム状軸部と係合しており,加圧部材が開位置から閉位置に 向かって回動することに伴うカム状軸部の回動に追随して上下方向に弾性変形するようになっており、このようなカム構造を有するカム状軸の回転によって上下に押し広げられる凹状の弾性軸受部は、本件特許発明3の構成要件3-③の「加圧部材 が上記回動支持部により回動自在に支持され」との構成を充足しない。

(原告の主張)

構成要件3-②における「開口部に臨む位置」については、争点2-1 において述べたとおりである。ハ号物件の回動案内部は、この開口を形成する空間 (弾性接触部側)を見下ろす位置に存することは明確である。

構成要件3一③における「加圧部材が上記回動支持部により回動自在に 支持され」とは、回動支持部が、加圧部材の回動を阻害せず、同部材の回動において接触部からの反力を受けたときにその力に対向し、同回動を案内し、支持することを意味する。被告が主張するように、ハ号物件においては、加圧部材のカム状軸 の回転によって、回動支持部に該当する凹状の弾性軸受部が上下に押し広げられる という若干の変位が存在したとしても、ハ号物件の弾性軸受部が加圧部材の回動を 支持していることに変わりはないのである。ハ号物件の弾性軸受部と加圧部材が構 成要件3-③を充足することは明らかである。

4 争点4(イ号物件は、本件特許発明4の技術的範囲に属するか。)について (1) 争点4-1 (イ号物件は、「開口部の両端側位置に回動支持部を備え」 (構成要件4-②)を充足するか。)について

(原告の主張)

17号物件は、ハウジング1若しくは該ハウジングに保持された部材が、接触子3の配列方向において開口部の両端側位置に回動支持部2Aを備えているから、構成要件4-②の構成を充足する。

被告は、ハウジングと一体成形された保持部2の内側部分は開口部の外であると主張するが、保持部の内側部分も開口部の中にあることはイ号物件の形状からして明白である。

(被告の主張)

イ号物件の加圧部材の軸部9Aは、ハウジングの開口部の外方に位置する軸部取付部の外側面に形成されている。ハウジングの開口部は、加圧部材が取り付けられると、軸部取付部の内側側面が位置する面で終了している。イ号物件の保持部2は、その加圧部材の更に外側に位置するように形成されている。したがって、イ号物件においては、ハウジングに保持された加圧部材が接触子の配列方向において上記開口部の両側端位置に回動支持部を備えていない。

以上によると、イ号物件は、構成要件4-②の構成を充足しない。

(2) 争点 4 - 2 (イ号物件は、「当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れて行く」 (構成要件 4 - ⑥) を充足するか。) について

(原告の主張)

ア 構成要件4一⑥における「上記当接部は該当接部とハウジングとの当該領域が開方向へ加圧部材の回動角の増大に伴い、上記回動軸線位置から離れて行くように設けられている」とは、加圧部材の当接部とハウジングとの当接領域が、加圧部材の開放角度の増大に伴い、回動支持部の中心を結ぶ軸線の位置から外側に離れて行くようになっていることを意味する。そして、構成要件4一⑥においては、「上記回動軸線位置」は加圧部材の閉位置からハウジングに当接するまでの間の回動時の軸線の位置をいい、その位置は変わらない。

イ イ号物件においては、加圧部材の閉位置からハウジングに当接するまでの間、一直線を構成する回動支持部(軸支部)2Aと回動東内部の回動中心5Aの間、一直線を構成する回動を持部(軸支部)2Aと回動上の回動中心が移り、ための回動をして、加圧部材7の回動をして、加圧部材7の回動をしたが維持されると、上記前縁部1Dを支点として保持部2を上方に撓ませるモーメントを軸第9にもたらし、加圧部材7の回動被案内部11は回動案内部5から外れ、自動を支点として保持部2を上方に撓ませるモーメントを軸第9が上方に変位し、加圧部材7の回動被案内部11は回動案内部5から外れ、向回動させると、加圧部材7の回動を変点とした別級物件説明図【図イ3】、【図イ8】参照)。さらに開方のにに持ち上がる(【図イ8】参照)。さらに開方のに関すると、加圧部材7の当接面にる加圧部材の斜面7Aが加えて開方のに回動さると、前縁部1Dから接面1なるの後部を支点として前部からによりである。したがって、前記の軸線の位置から離れているのであるから、イ号物件においては、当接領域である。

 開方向への動きを考慮した上で設計されているというべきである。加圧部材の斜面がハウジング上面に接するような回転には、軸部9Aは耐えられる設計とはなっていないとの被告の主張は、明らかにイ号物件の具体的構成に基づかない主張である。そもそも、フレキシブル基板用電気コネクタにおいて、片持ち梁の構造を採用する以上、過剰の回転をさせないという設計上の思想があるならば、それを阻止するための構造が設けられているはずであって、そのような構造が設計上予定されていないとする被告の主張は失当である。

エイ号物件において、加圧部材の斜面7Aは、開方向に回動していくと、ハウジング1の上面部1Cの前縁部に一旦当接した後に上面部1C全体に当接する。そして、更に力が加えられると、前縁部の方から上面部から持ちあがろうとする力が働く。この動きがまさに、「該当接部とハウジングとの当該領域が開方向へ加圧部材の回動角の増大に伴い、上記回動軸線位置から離れていく」ものである。加圧部材の開方向への回転角の増大が生じても、加圧部材のハウジング上面との当接部は最初の当接位置から変わらず、開方向への回転角の増大に伴って回動軸が変位しているから、当接部と回動軸線との距離は遠ざからないとする被告の主張は、単なる一瞬の動きだけを指摘するもので、全体としての動きを無視しており、理由がない。

被告は、イ号物件が過剰に回転すると破壊されてしまう証拠として、乙23を提出するが、加圧部材がハウジングの上面に当接した状態(甲5 図5の状態)を超えるように非常に強く押圧すれば、加圧部材が外れることは当然であるから、通常の用法とは異なる使用態様を前提とした乙23は証拠価値に乏しいものである。

(被告の主張)

ア 本件特許 4 明細書の記載(本件特許 4 公報【 0 0 0 6 】, 【 0 0 0 7 】, 【 0 0 1 1 】, 【 0 0 1 4 】, 【 0 0 2 3 】) からすると, 構成要件 4 - ⑥ における「上記当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れて行くように設けられている」とは, 加圧部材が閉位置から開位置方向に回転し, 最初の当接位置であるハウジング前縁部に当接後, さらに過分の開方向への回動により加圧部材がハウジング上壁面と次に当接する位置まで回転すると, 当接部の軸線(回動中心)からの距離が, 回動中心から離れる方向に増加するように加圧部材が設けられていることを意味しているというべきである。

イ イ号物件は、加圧部材を開位置にした場合、更にその位置から開く方向に回動することは設計上想定されていない。ハウジングの両側部にある回動支持部は、ハウジングに加圧部材を組み立てる際、回動支持部を外側(横方向)に押し広げるために、片持ち梁方式となっているが、縦方向への剛性は横方向のそれにジングへの組み込みを容易にするためにすぎず、フレキシブル基板挿入の際、加圧コングへの組み込みを容易にするためにすぎず、フレキシブル基板挿入の際、加圧コンは開位置でハウジングの前縁部と当接する位置まで開いていれば十分であり、おいウジングの上面部1C全体に当接することも、また、それからさら当時を中心として回転すると、加圧部材に形成された軸部は時としてその根元より、本件特許4明細書記載の従来例と同様、L>T(本ともれてしまう。イ号物件は、本件特許4明細書記載の従来例と同様、L>T(本件特許4公報【0006】の記載参照)の状態にあり、これ以上無理に回転するとれてしまう。イ号物件は、本件特許4明細書記載の従来例と同様、L>T(本件特許4公報【0006】の記載参照)の状態にあり、これ以上無理に回転する当時は表示をも設計として、検証物(検甲1ないし3)を提出するが、これらはいずれがあるもの構造に不自然な部分が多々ある上、軸部の形状がどのようになっているのからはない。

また、イ号物件の剛性は、計算上、加圧部材の上面がハウジング上面に接するような回転に軸部9Aが耐えられるような設計とはなっていない。

ウハイ号物件の加圧部材の上面7Aがハウジング上面に接するまでの間は、

ウ イ号物件の加圧部材の上面 7 Aがハウジング上面に接するまでの間は、仮に原告が主張するように回動軸が変位するとした場合でも、加圧部材の開方向への回転角の増大が生じても、加圧部材のハウジング上面との当接部は最初の当接位置から変わらない。他方、加圧部材の開方向への回転角の増大に伴って回動軸が変位する以上は、当接部と回動軸線との距離は遠ざからない。実際、イ号物件において、加圧部材を当接開始時点から開方向へ回動させていくにしたがって、次第に、

当接部(領域)の位置は,回動軸線から離れるどころか,近づいており,さらに過 剰に回転すると破壊されてしまうのである(乙23参照)

以上によると、イ号物件は、構成要件4-⑥の構成を充足しないという べきである。

5 争点5 (本件特許発明4は無効理由を有するか。) について (被告の主張)

(1) 記載不備について

本件特許発明4の構成要件のうち「加圧部材は上記閉位置から離反する ように開方向に所定角以上回動した際にハウジングと当接する当接部を上記加圧部と反対側の面に有し、上記当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向へ の加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れていくように設けられ ている」(構成要件4-⑤,同4-⑥)については,本件特許4明細書の詳細な説 明に関係する記載がなく、また、同明細書の発明の詳細な説明には、同発明を当業 者が実施できる程度に明確かつ十分な記載がされていないから、特許法第36条

(特許法等の一部を改正する法律 [平成6年法律第116条] 附則6条2項の規定により、なお従前の例によるとされる、同法律による改正前の特許法36条。以下 「旧特許法」という。)5項1号、同4項に規定する要件を満たしておらず、同発明は、旧特許法第123条第1項第3号に該当し、無効とすべきものである。

本件特許発明4は、「加圧部材は上記閉位置から離反するように開方向 に所定角以上回動した際にハウジングと当接する当接部を上記加圧部と反対側の面に有し、上記当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の 回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れていくように設けられている」ことを特徴とし、「加圧部材を開位置にもたらす際に、加圧部材とハウジングとの当接領域の位置が回動軸線から離れるようになっているので、加圧部材を適度に回動せしめんとするトルクは次第に小さくなり、回動支持部を損傷するということがなく (本件特許4公報【0026】参照)という効果を奏するとされている。 同明細書には、そのほか、次のとおりの記載がある。

「【作用】かかる構成の本発明にあっては,フレキシブル基板をコネクタ の開口部に挿入する際に、加圧部材は開位置に向けて回動され、所定の開位置にて 当接部がハウジングと当接し、過度の回動(回転)を阻止する反力をハウジングから受ける。」(同【0010】)
「上記当接部がハウジングと当接開始時点を過ぎても作業者により加圧部

材に回動トルクが加えられると、本発明では上記当接部のハウジングとの当接領域 が回動軸線から離れるように移動する。したがって、該力は上記反力の作用点から の距離をモーメントの腕の長さとしてトルクを生ずるので、過度の回動を与える力が加圧部材に作用しても、当接前に比し該腕の長さが短くなる結果、該トルクも小さくなり、加圧部材の回動支持部を破壊してしまうことがなくなる。」(同【OO 111)

「③次に、上記フレキシブル基板Fを交換のため又は上記①において新規 フレキシブル基板の挿入に備えて開口部を開放するためには、図4のごとく加圧部 材フを上方に回動する。該加圧部材フは回動被案内部11及び両端の軸部9にて回 動案内され,斜面7Aがハウジング1の前縁部1Dに当接する。この時点で加圧部 材フに依然として回動モーメントが作用している場合、このモーメントの腕の長さ は上記当接の瞬間までは図4のごとく、前縁部10から加圧部材7の先端までの距離しで長いものであり、したがって上記モーメントも大きい。」(同【002 2])

「④本実施例において、作業者によって加圧部材7へのこの回動モーメン トが上記当接の後にも維持されると、上記前縁部10を支点として保持部2を上方 に撓ませるモーメントを軸部9にもたらし、図5のように該軸部9が上方に変位す る。したがって、加圧部材フの回動被案内部11は回動案内部5から外れ上方にも ち上がり、加圧部材7の当接面たる斜面7Aがハウジング1の上面と接面するようになる。その結果、この時点で上記加圧部材7に作用するモーメントの腕の長さL は、図5のごとく、上記斜面7Aの端部から加圧部材7の先端までの距離となり、 きわめて短くなる。このことは,加圧部材7をさらに回動させんとするモーメント がきわめて小さくなり、軸部9の負担荷重が軽減し該軸部9が破壊されることがな くなることを意味する。」(同【0023】) 「本実施例では、加圧部材 7 がハウジング 1 の前縁部 1 Dに当接した後、

斜面7Aの全面がハウジングの上面に接面するようになっていたが、それに限定さ

れず、例えば、図6のごとくハウジング上面の一部に突起1Eを形成し、図7のごとく回動した後に図8に示すように斜面7Aの一部が上記突起1Eに当たるようにしてもよい。あるいは、加圧部材7に斜面7Aを形成せずに、図9のごとく回動被案内部11に連続する溝部7Bを形成することにより角部7Cを設け、図10のごとくの回動の後に、図11のように上記角部7Cがハウジング1の上面部に当たるようにしてもよい。図8あるいは図11のいずれの場合にも、突起1Eあるいは角部7Cの位置から加圧部材7の先端位置までの距離しはきわめて小さくなり、加圧部材7を過度に回動せんとするモーメントも小さくなることは、図5に示した実施例の場合と同様である。」(同【0024】)

「さらに、本実施例では、加圧部材7はハウジング1の前縁部1Dと当接後に、軸部9を支持する回動支持部2Aが保持部2の撓み変形により移動するとともに回動被案内部11が回動案内部5から外れるようにしたが、これに限定されることなく、軸部の位置が移動しなくとも、ハウジングの上面部が上記前縁部に引きつづき上記加圧部材の異なる部位と次々と当接し、その当接領域が上記軸部から離れて行く複数の平面あるいはこれらをつなげた曲面としてもよい。」(同【0025】)

「【発明の効果】 本発明は、以上説明したごとく、加圧部材を開位置にもたらす際に、加圧部材とハウジングとの当接領域の位置が回動軸線から離れるようになっているので、加圧部材を過度に回動せしめんとするトルクは次第に小さくなり、回動支持部を損傷するということがなくなる。また、加圧部材の初期のハウジングとの当接時に回動のためのトルクを受けて支持部が弾性変形するようにすれば、上記当接位置の移動を大きくすることができ、その効果も著しい。」(同【OO26】)

ウ 以上によると、本件特許発明4は、その特許請求の範囲の記載のように、「上記当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れて行く」ものであるから、加圧部材の回動角の増大に伴い、「当接部とハウジングとの当接領域(すなわち当接部)の位置」と「回動軸線」との距離が増大することが規定されていることになる。 エ 本件特許4明細書の上記各記載によれば、「当接部は該当接部とハウジ

エ 本件特許4明細書の上記各記載によれば、「当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れていくように設けられている」構造として、以下の二つの構造が記載されている。

① 加圧部材7はハウジング1の前縁部1Dと当接後に、軸部9を支持する回動支持部2Aが保持部2の撓み変形により移動するとともに回動被案内部11が回動案内部5から外れるようにした構造(以下「実施例1」という。)。

② 軸部の位置が移動しなくとも、ハウジングの上面部が上記前縁部に引きつづき上記加圧部材の異なる部位と次々と当接し、その当接領域が上記軸部から離れて行く複数の平面あるいはこれらをつなげた曲面とした構造(以下「実施例2」という。)。

上記実施例1の構造(加圧部材が保持部の撓み変形により移動する構造)においては、加圧部材の回動角の増大があると、当接部とハウジングとの当接領域(すなわち当接部)の位置は回動軸線に近づく方向に順次変化するとともに、フランジ状の保持部の弾性変形に伴って回動軸線自体もハウジングの当接領域に順次近づいていくから、当接部と回動軸位置との距離は回動角の増大に伴って減少してしまう。したがって、同実施例では、「当接部が加圧部材の回動角の増大に伴って次第に回動軸線位置から離れていくように設けられ」ているとはいえず、請求項1の特許請求の範囲の記載と一致しない。

また、本件特許4明細書の上記【0025】には、上記実施例2の構造(軸部の位置が移動せず、加圧部材の表面が複数の平面あるいはこれらをつなげた曲面とした構造)によって、「上記当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れて行く」ようにするために、加圧部材が回動支持部によりどのように回動自在に支持されるのかについて、具体的な構造が全く示されていない。

したがって、本件特許4明細書は、本件特許発明4について、当業者が容易に実施できる程度に明確かつ十分に記載がなされていないといわざるを得ない。

****** オ 本件特許 4 明細書には、【発明の効果】として、「加圧部材を開位置にもたらす際に、加圧部材とハウジングとの当接領域の位置が回動軸線から離れるよ

うになっているので、加圧部材を過度に回動せしめんとするトルクは次第に小さく なり、回動支持部を損傷するということがなくなる。」(同【0026】)と記載 されている。しかし,フランジ状の保持部2は加圧部材の回動角の増大に伴って弾 性変形量が増大し、回動支持部により支持されている加圧部材の軸部9は保持部2 の弾性変形量に対応した反力P1を受けることになる。すなわち軸部9の回動支持 部からの反力 P 1 は加圧部材の回動角の増大に伴って増大することになる。一方, 「当接開始点を過ぎても……、本発明では上記当接部のハウジングとの当接領域が 回動軸線から離れるように移動する」(同【0011】)とも記載されており、加 圧部材の回動角の増大に伴ってLが小さくなるとしているし、回動軸線位置から加 圧部材のもう一方の端部までの距離 "T+L" は一定であるから、Lが小さくなれ ばTは大きくなるものである。しかし、加圧部材を回動するトルクMは、M=P1 ×T=P2×Lで示されるが、P1及びTは加圧部材の回動角の増大に伴いそれぞ れ大きくなるから、トルクMも同様に加圧部材の回動角の増大に伴い大きくなるこ とは明らかであって、上記【0011】における「トルクが小さくなる」という記 載は意味不明である。

カ 以上によると、本件特許発明4の請求項1の「加圧部材は上記閉位置か ら離反するように開方向に所定角以上回動した際にハウジングと当接する当接部を 上記加圧部と反対側の面に有し、上記当接部は該当接部とハウジングとの当接領域 が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れていくよう に設けられている」(構成要件4-5),同4-6)については、本件特許4明細書 の発明の詳細な説明に記載されたものではなく、また、同明細書発明の詳細な説明 には、本件特許発明4を当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載されていないから、同特許権は無効とすべきものである。
(2) 新規性の欠如について

本件特許発明4は、その出願前の公知技術である実願平2-10445 4号(実開平4-61883号)のマイクロフィルム(乙24。本件特許4明細書 において従来技術として記載されているもの。以下、「引用例」といい、同公報に 記載された考案を、「引用考案」という。)と同一の発明であり、特許法第29条 1項の規定に該当し、特許を受けることができないものである。 イ 引用例には、次の記載がある。 「第1図に示すように、この考案のフラット・ケーブル用コネクタ10は

絶縁体製のハウジング本体12と可動側壁部14とを具備する。ハウジング本体1 2は長手方向に伸長する固定側壁部16と、その長手方向の両端において一体に構 成したフランジ部18と、固定側壁部16と中空部20を介して両フランジ部18 間に伸長する基底部22とから成っている。固定側壁部16の中空部20側の側 面、すなわち内面は直立壁に形成してあって、この中空部20に、一定の間隔をとって複数個のコンタクトの端子24が配列してある。

可動側壁部 1 4 は、これを第2図に示すように、固定側壁部 1 6 に対し て開放した位置にし、可動側壁部14と固定側壁部16との間の中空部20の一部 にフラット・ケーブルFを挿入して、可動側壁部14を、第3図に示すように、回動して閉塞位置にすることによって、ケーブルF中の導体をコンタクトの端子24 に圧着する。

そのために,可動側壁部14の両端は外方に突出する軸部26にしてあ ハウジング本体12の両端のフランジ部18に形成した軸受部28に嵌装する ようにしてある。

また、可動側壁部14を的確に回動支持するために、可動側壁部14の 一方の側面を軸部26に連続する円弧状側面30に形成し、基底部22の中空部2 0に対向する面を円弧状の凹面32に形成してある。

前に述べた可動側壁部14の回動によってケーブルFをコンタクトの端 子Fに圧着するために、第3図に示すように、可動側壁部14の内面にはケーブ

ル・ロック用突起34が形成してある。」 「この考案のフラット・ケーブル用コネクタ10は以上に詳述した通りの 構成であって、その説明から自明のように、ハウジング本体12の固定側壁部16 について、可動側壁部14を開放した位置にし、フラット・ケーブルFの接続側の 端部を固定側壁部16のコンタクトの端子24に沿って、中空部20内に挿入す る。」

「次に、可動側壁部14を回動して固定側壁部16に押しつける。その操 作によって、可動側壁部14のケーブル・ロック用突起34が挿入されているフラ ット・ケーブルFの表面に接し、これをコンタクトの端子24に押しつける。」 ウ 引用例の上記各記載に、引用例記載の各図において開示された技術内容 を総合すると、引用例には、以下の引用考案が記載されているといえる。

に設けられていることを特徴とするフラット・ケーブル用電気コネクタ。」 エ 引用考案における「コンタクトの端子」、「コンタクト」、「可動側壁部」、「フランジ部」、「フラット・ケーブル」、「ケーブル・ロック用突起」は、それぞれ本件特許発明4の「弾性接触部」、「接触子」、「加圧部材」、「回動支持部」、「フレキシブル基板」、「加圧部」に相当する。また、引用例第2図には、「当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れて行く」構造が開示されている。したがって、引用考案と本件特許発明4は、以下の点で一致し、相違点はない。

って、引用考案と本件特許発明4は、以下の点で一致し、相違点はない。 「隣接せる二辺の部分で連通して開口せるハウジングの該開口部に弾性接触部が配列された複数の接触子を有し、ハウジングもしくは該ハウジングに保持された部材が上記接触子の配列方向にて上記開口部の両端側位置に回動支持部により回動自在となるように支持され、該加圧部材は上記所定が上記回動支持部により回動自在となるように支持され、該加圧部材は上記所定間位置に向け閉方向の回動により、上記開口部に挿入されて上記接触子上に配されたフレキシブル基板を接触子に対して圧する突部により形成される加圧部を有するのにおいて、加圧部材は上記閉位置から離反するように開方向に所定角以上記当接いた際にハウジングと当接する当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴いた認当接部線位置から離れて行くように設けられていることを特徴とするフレキシブル基板用電気コネクタ。」

ブル基板用電気コネクタ。」 オ 以上によると、本件特許発明4は、引用考案と同一であって、新規性を欠くものであって、特許法29条1項に基づき特許することができないものである。

(3) 進歩性の欠如について

ア 実公平4-33671号公報(乙25。以下「33671号公報」といい、同公報に係る考案を、「33671号公報の考案」という。)には、次の記載がある。

「次に、このケーブル用コネクタの組立て作業について第4図乃至第7図をも用いて説明する。先ず、インシュレータ53にコンタクト51を圧入固定する。また操作子55をインシュレータ53の上方から両側端部71の間に挿入する。その際、ロータ55aの軸75は、インシュレータ53の両側壁面71の上部を互いに広げる向きに変形させながら軸穴77に嵌め込まれる。」

イ 前記のとおり、本件特許発明4は、引用考案と同一であるというべきであるが、仮に、引用例には、フランジ部18が弾性変形することが記載されていないと解したとしても、33671号公報には、引用考案におけるフランジ部に相当するインシュレータの両側壁面が弾性変形することが記載されており、引用考案におけるフランジ部を弾性変形するように構成することは当業者にきわめて容易なことであるから、本件特許発明4は、引用考案及び33671号公報の考案に基づき当業者が容易に発明することができたものである。

したがって、本件特許発明4は、進歩性を欠き、特許法29条2項に基づき特許することができないものである。

(4) 以上のとおり、本件特許権4は無効理由が存在するから、特許法104条

の3により、本件特許権4に基づく権利行使は許されない。 (原告の主張)

(1) 記載不備について

ア 本件特許 4 明細書において実施例として説明されている片持ち梁を構造 上有するコネクタ(被告主張の実施例 1)が、本件特許発明 4 の実施態様であるから、同明細書には、本件特許発明 4 が当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載されていることは明白である。

被告の主張は、いわゆる片持ち梁を構造上有するコネクタは構成要件4 一⑥を充足しないという前提に立つものである。しかし、争点4-2において詳述 したとおり、被告の主張は本件特許4明細書の記載に基づくものではなく、失当で ある。

イ 被告が主張する実施例2(「軸部の位置が移動しなくとも、ハウジングの上面部が上記前縁部に引きつづき上記加圧部材の異なる部位と次々と当接し、その当接領域が上記軸部から離れて行く複数の平面あるいはこれらをつなげた曲面としてもよい。」という記載に基づく実施態様)についても、「固定された回動軸線との関係で加圧部材をどのように回動させるのかが不明である」ものではなく、本件特許4明細書の記載によれば、当業者が実施することに問題はない。

ウ 被告は、本件特許 4 明細書の上記【〇〇11】項の記載は意味不明であるとも主張する。しかし、過度の回動を与える力が及ぼすトルクは腕の長さが短くなければ小さくなることは当然のことであり、当該記載はそれを説明しているにすぎない。すなわち、加圧部材の回動角の増大によって当接領域を移動すると、支点が移動し、作用点(軸部)にかかる力が小さくなり、軸部及びハウジングの破壊を回避できることを説明しているものである。この記載の意味は当業者であれば明確である。被告は、明確な文意を意図的にねじ曲げて、「トルク」の意味を、作用点である軸部にかかる力ではなく、不自然な別の意味に解釈することにより意味不明であると主張しているにすぎない。

エ 以上によると、本件特許4明細書の各記載は、旧特許法36条5項1号等に違反するものではなく、同法第123条1項3号記載の無効理由は存しない。

(2) 新規性又は進歩性の欠如について

ア 本件特許発明4は、引用考案と同一ではない。引用考案に開示されたコネクタは、可動側壁部14の回転により、ハウジング本体に順次に接触していくのではなく、当該コネクタは「加圧部材を当接開始時点から開方向へ回動させていくにしたがって、次第に、当接部(領域)の位置が回動軸線位置から離れていく」という構成要件4一⑥の構成を有さず、「……過度の回動を与える力が加圧部材に作用しても、当接前に比し該腕の長さが短くなる結果、該トルクも小さくなり、加圧部材の回動支持部を破壊してしまうことがなくなる」という記載(本件特許4公報【0011】)及び効果欄の同様の記載(同【0026】)により開示された作用効果を奏しないのである。しかも、引用例には、これらに関する記載は存しないし、引用考案におけるフランジ部18の形状からすると、本件特許発明4と同様の作用を実現することは不可能というほかない。

イ 引用考案から本件特許発明4の構成に想到するためには、単に引用例記載のコネクタにおいてフランジ部18を弾性変形させる構成とするだけでは足りでは、可動側壁部14の特定部位がハウジング本体と当接するまで変形する前記のままり、当該可動側壁部14の部位が、ハウジング本体と当接するまで変形するが、おり、当該可動側壁部14の部位が、ハウジング本体と当接するまで変形するが、な構成にすることは、引用例のコネクタのフランジを体と当まるまでおよく、「ないのであるまでもは、引用例のコネクタのフランジを構成上、当業者がこのままる。ことではない。さらに、33671号公報には、「ロータを見るまでもは、「ロータを見るまではは、「ローターの下のは、10分をである。」と記載されて作業の際、コネクタのインシュレータを記載されており、10分をは、組立て作業の際、コネクタのインシュレータのであるがら、33671号公報の記載がインシュレータのの間題とはおよそ無関係である記載のこれの公司であるであるであるであるであるであるであるである。しているものであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるである可動側壁面についる場別できるとではない。

- 以上によると、引用例及び33671号公報に基づき、本件特許発明4 に新規性・進歩性がないとの被告の主張に理由がないことは明らかである。
 - 6 争点6 (損害) について

(原告の主張)

- (1)ア 被告は,被告各物件を,以下の各時期より,業として,製造,販売,輸 入等している。
 - イ号物件 a) 遅くとも平成7年
 - 平成10年4月 口号物件 b)
 - ハ号物件 平成13年4月 C)
 - 被告各物件は、原告の有する以下の各権利を侵害するものである。
 - 本件実用新案権(登録日 平成10年6月19日) 被告各物件
 - 本件特許権3(登録日 平成9年9月5日) 被告各物件
 - 平成10年8月14日) イ号物件 本件特許権 4 (登録日 C)
- 登録が最も早い本件特許発明3の登録日(平成9年9月5日)あるいは 製造販売開始時期のいずれか遅い方から、本件訴訟提起に至るまでの被告各物件の 年度別売り上げ額は、別紙「イ、ロ、ハ号物件売上額(97.9~04.10)」 記載の各金額を下らない。
- (2)ア 本件各考案、本件特許発明3及び同4は、いずれもフレキシブル基板用 電気コネクタ市場におけるパイオニア的考案及び発明であり、原告の本件各権利に 係る実施品の利益率は少なくとも30パーセントは下らないことから、原告は自己 実施を原則とし、第三者への実施許諾は基本的に行っていない。
- またで原則とし、第二有への実施計画は基本的に行うでいない。 フレキシブル基板用電気コネクタは、基板実装設計の自由度を大きく取れることと、機器の小型化、薄型化に対応しやすいなどの理由により近年広く使用されており、市場で人気を博したことから、マスコミにも取り上げられ、原告の開発等の成果により、近年のフレキシブル基板用電気コネクラ間のパポスない。 は約20パーセントを占め、同コネクタのうち端子間のピッチがO.5mmの製品の 市場においては、原告製品のシェアは約46パーセントを占めている。
- イ 平成15年3月ころの原告の売上高営業利益率は30パーセントであ る。原告は、「連結売上高経常利益率30パーセント、3年以内に発売した新製品の比率30パーセント、損益分岐点比率50パーセント」の目標を掲げ、景気の影響を受けることはあるものの、ほぼ目標に近い実績を上げており、利益率30パー セントを確保できない製品からは手を引くという独自の営業政策により、平成15 年3月期の全国上場企業を対象とした調査において、原告の連結売上高経常利益率 は第6位、一人当たりの営業利益率は第6位と、高利益率を達成している。
- 原告が本件各権利の実施品として開発、製造、販売しているFH12シ リーズ等のフレキシブル基板用電気コネクタの利益率は、コネクタの平均利益率と 比較して 1. 2から 1. 4倍程度と高い。 したがって、原告の実施品の営業利益率は少なくとも 3 0 パーセントは
- 下らないものである。
- ウ 被告の収益構成は、「コネクタ68、航空・宇宙用電子機器13、システム機器18、光デバイス他1」であるところ、平成15年には、光デバイスなど は伸びないが、ノートPCや液晶、携帯電話向け中心にコネクター販売が1割強増 え、営業利益は84億円に増し、純利益も増えており、その後も好採算のコネクタ が堅調であると会社報において指摘されているとおり、被告の不振部門を被告各物件の製造、販売により補っていることは明らかである。被告における平成15年度 のコネクタ事業の営業利益率は15.3パーセント、平成16年度の利益率は1 3. 2パーセントである。そして、コネクタの中でもフレキシブル基板 (FPC) 用コネクタの利益率はコネクタの平均利益率と比較して1.2から1.3倍程度と
- 高いことから、被告製品の利益率は少なくとも約17パーセントを下らない。 エ 以上により、本件各権利の価値等、原告の営業政策、被告の得た利益などを考慮すれば、本件各権利が第三者に実施許諾がなされる場合、その実施料率は 10パーセントは下らない。
- (3) 以上のとおり、原告は、被告が、被告各物件を販売することにより、本件 訴え提起の3年前の日から平成15年10月末日までに,少なくとも被告各物件の 販売額に同実施料率10パーセントを乗じた金額の損害を被り、また平成9年9月 5日以降本件訴訟提起3年前の日本での売上げについては、被告は同実施料率を売 上額に乗じた金額の利得を得,原告は同額の損失を被った。これらの金額を合計す ると、6億8202万6100円を下らない。

したがって、原告は、被告に対し、被告による本件各考案、本件特許発明 3及び同4の実施行為について、不法行為に基づく損害賠償ないし不当利得として、少なくとも金6億8202万6100円の支払を請求する権利を有する。

原告は被告に対し、金6億8202万6100円のうち、金3億8300万円の支払を求める。

(被告の主張)

- (1) 被告各物件の平成9年9月5日以降平成16年10月までの売上げが、別紙「イ、ロ、ハ号物件売上額(97.9~04.10)」記載のとおりであることは認め、その余の原告の主張は否認ないし争う。
- は認め、その余の原告の主張は否認ないし争う。 (2) 被告の利益率は、別紙被告利益率目録記載のとおりである。

第4 当裁判所の判断

1 争点1(被告各物件の具体的構成)について

(1) 訴状添付の別紙物件説明図で特定された本件各物件の具体的構成については、被告から一部の用語の訂正と別紙図面訂正目録記載のとおり訂正するとの主張があり、これらの訂正については、用語の訂正については原告においても異存がなく、また、別紙図面訂正目録中、(1)【図イ3】の③加圧部材上部の形状の修正、(2)【図イ3の2】の②右端下部端子を修正(削除)、(4)【図ハ3】 へ【図ハ7】も同様とする。)については、形状を正確に表現するものとして、原告においても異存がないところであるから、訴状添付の別紙物件説明図をこの限りにおいて修正し、これを本判決に別紙物件説明図として添付する。これに対し、別紙図面訂正目録によるその余の訂正、すなわち、①フレキシブル基板の挿入位置、後触子収納部の高さ、③【図イ8】及び【図イ9】(イ号物件の軸部9の構造の修正については、当事者間に争いがある。しかし、被告が主張するこれらの訂正は、次に述べるとおり、いずれも理由がない。

以上によれば、被告各物件は、別紙物件説明図のとおり特定されるべきである(【図イ8】及び【図イ9】については、争点4-2において述べるとおりである。)。

以上によると、被告が主張する別紙図面訂正目録による訂正のうち、①フレキシブル基板の挿入位置及び①の訂正に伴う②接触子収納部の高さの訂正は、いずれも被告各物件の構成を的確に特定するものと認めることはできない。そして、証拠(甲17)によると、被告各物件において、フレキシブル基板の先端が最奥部まで挿入されると、別紙物件説明図記載のとおり、その先端がテーパ部1B上に載置されていることが認められるのであるから、この点に関する被告各物件の構成を別紙物件説明図のとおり特定することが的確であることは明らかである。

(3)後記争点4-2において認定するとおり、イ号物件は、加圧部材を開放位置からさらに開方向に回動させた場合、軸部9が上方に移動すると共に、保持部2も縦方向に持ち上がる構造を有しているものと認められるから、別紙図面訂正目録【図イ8】及び【図イ9】による被告の訂正もまた、相当ではない。

2 争点2(被告各物件は、本件各考案の技術的範囲に属するか。)について 本件考案明細書によれば、本件考案1が解決しようとする課題、目的、作用、 効果は次のとおりである。

本件考案明細書の考案の詳細な説明においては、【考案が解決しようとする 課題】として,「……加圧部材52の回動の際,回動案内面となる凸弯曲面54に は加圧部材52から強い力を受け、該凸弯曲面54が紙面に直角方向に長く延びて いるときには曲げを生ずることもある。」(【0006】)、「本考案はかかる問題を解決し、回動支持部での強度を向上し、さらには、係止爪部そして係止段部を不要とし、構造及び操作の簡単なフレキシブル基板用電気コネクタを提供することを目的とする。」(【0007】)との記載があり、【作用】として、「かかる構造なるようなないまっては、関地位置にある。 成になる本考案の電気コネクタにあっては、開放位置にある加圧部材と接触子との 間にフレキシブル基板が挿入され、加圧部材が所定位置まで回動される。」 009】),「……上記加圧部材の回動案内を行なう回動支持部は、金属で作られ ている接触子と一体に成形され、すなわち接触子の一部として作られており、この接触子が複数平行にハウジングによって保持されているために、丁度金属製の軸のごとく機能する。したがって、特に軸を設けなくとも、上記複数の接触子の一部たるとして表現を表現している。 る回動支持部により、回動案内の際の力に十分対向する強度を発揮する。」 010】)との記載がある。また、【課題を解決するための手段】として【請求項 1】と同趣旨の記載があり、【実施例】として、「図において、符号1は、絶縁材料から成るハウジングであり、右半分が上方に向け開口している。該ハウジング1 は図1及び図2に見られるように、その長手方向にて上記開口部の両端位置に上方 に延出するフランジ状の保持部2を有しており、該保持部2の奥側の端面に半円状の軸支部2Aが形成されている。また、上記ハウジング1は、両端の保持部2、2間に上記長手方向の複数位置に等ピッチで接触子3を収容保持する保持溝1Aが形成されている。」(【0013】)、「上記各接触子3は板状金属材を打ち抜いて 作られており、図3にも見られるように、U字状をなす接触フィンガー部4と、腕 状部の先端に設けられた略円形をなす回動支持部5と、両部4、5を一体に連結す る連結部6とから成っている。上記接触フィンガー部4の先端には突起状に接触部 る建稿的もとから成っている。上記接触フィフカー部4の光端には笑起状に接触的 4 Aが形成され上記回動支持部5と対向して位置している。該回動支持部5の中心 と上記ハウジング1の軸支部2 Aの中心とは同一直線上に位置している。」(【O O14】)、「上記ハウジング1の開口部には、回動自在に蓋状の加圧部材7が設 けられている。該加圧部材7は、図1に示されるにとく、その長手方向の両端部に 切欠溝8、8が形成されていて、該切欠溝8、8により両端のアーム部9、9と加 圧部10とに区分されている。両アーム部9には上記加圧部材7の長手方向に突出 する軸部9Aがそれぞれ設けられており、該軸部9Aは上記ハウジング1の半円状 の軸支部2Aとほぼ同じ半径で形成されている。また、上記加圧部材7の加圧部8 の一面には、上記軸部9Aがハウジング1の軸支部2Aに収められた際、一連の接触子3の回動支持部5と係合する円弧部を有する回動溝部11が形成されている。 したがって、上記一連の板状の接触子3が上記保持溝1Aに挿入されると、回動支 持部5は、該保持溝1Aにて回動軸線方向の変位が阻止されるように保持され、該 保持溝1Aから突出する回動支持部5の周縁が櫛歯状に配列されて軸状をなし、 こで上記加圧部材7の回動溝部11が回動支持される(図2参照)。その結果、 動力は金属製の上記回動支持部5により支持されその強度はきわめて高くなる。」 (【0015】)との記載があり、【考案の効果】について、「……回動支持部が 接触子と一体的に形成されているので、加圧部材の回動案内時における強度がきわ めて向上する。」(【0024】)との記載がある(甲1)

本件考案明細書の上記記載によれば、本件考案1は、フレキシブル基板用電気コネクタにおいて、回動支持部での強度を向上し、さらには、係止爪部そして係止段部を不要とし、構造及び操作の簡単なフレキシブル基板用電気コネクタを提供することを目的とし、そのために、回動支持部を、各回動支持部の回動軸線方向における各接触子と対応せる位置で複数に分割し、そのそれぞれが対応する接触子と一体に形成し、ハウジングの対応保持溝に保持するとの構成により、加圧部材の回動案内時においてこれを支持する回動支持部の強度を向上したものである。

(1) 争点 2 - 1 (被告各物件は、「開口部に臨む位置に設けられた回動支持部」 (構成要件 1 - ②) を充足するか。) について

ア 本件考案明細書の「実用新案登録請求の範囲」(【請求項1】)には、「上方に開口せるハウジングの開口部に接触部が配列された複数の接触子と」との記載がある。この記載によれば、本件考案1の「ハウジングの開口部」は、上方に

開口するものであり、「接触部が配列された」ものであること、すなわち、接触部 の上方の空間を含むものであることが認められる。

イ 本件考案明細書の考案の詳細な説明においては、「開口部」に関して、 【従来の技術】において「この公知のコネクタは、添付図面の図8及び図9に示されているように、ハウジング51が右半部で上方に開口しており、該開口部に蓋状の加圧部材52が回動可能に支持されている。該加圧部材52は前縁に形成された 「図弯曲面53が上記ハウジング51の開口部の凸弯曲面と係合して……いる。」 (【0002】)、「該接触子55の一端側55Aは……先端が上記開口にて加圧部材52方向に指向しており……」(【0003】)、【実施例】として、「図において、符号1は、絶縁材料から成るハウジングであり、右半分が上方に向け開口おいて、符号1は、絶縁材料から成るハウジングであり、右半分が上方に向け開口にいる。該ハウジング1は図1及び図2に見られるように、その長手方向にて記聞口部の両端位置に上方に延出するフランジ状の保持部2を有しており、該保持部2の奥側の端面に半円状の軸支部2Aが形成されている……」(【0015】)との記載がある(田1)

れている。……」(【OO15】)との記載がある(甲1)。 ウ 上記の本件考案明細書の「開口部」に関する各記載及び本件考案明細書 の前記の各記載並びに本件考案公報の図1ないし図5からすれば、本件考案1の 「ハウジングの開口部」とは、ハウジングと両端の保持部に囲まれた、フレキシブ ル基板を挿入するための空間であり、加圧部材が所定位置まで回動してフレキシブ ル基板を押圧狭持することによりふさがれる空間でもあるということができる(た だし、本件考案明細書においては、「開口部」をこれ以上に厳密に定義する記載は ない。)。

そして, 「臨む」という語は,「①目の前にする。面する。……「湖に 臨む部屋。」②場合・機会などに向かい合う。③その場所に行く。……」(広辞苑 ゚゙「のぞむ。高いと 第5版), などの意味を有する用語であり, 上記①の意味では, ころから、下を見おろす。……臨は、高い所から下を見おろすこと、「臨淵」。 (角川・漢和中辞典902頁)という語義を有する用語であること、並びに、オ 考案1における「回動支持部」とは、本件考案明細書の前記各記載及び本件考案公報の前記各図面から明らかなように、フレキシブル基板の上部において回動する加圧部材の回動溝部を支持しながら、加圧部材の回動を支える部材であり、フレキシブル基板の上部の加圧部材における回動溝部に対応する位置に設置されればよいの であるから,回動支持部は,いわば,フレキシブル基板が挿入される空間を上方か ら見下ろす位置に設置されるものであると解するべきである。したがって、 件1-②の「開口部に臨む位置に設けられた回動支持部」とは、ハウジングの開口 部すなわちハウジングと保持部に囲まれたフレキシブル基板を挿入するための前記 空間を上方から見下ろす位置に回動支持部が設けられることを意味するものである と解するのが相当である。すなわち、ハウジングの開口部とは、ハウジングと保持部に囲まれたフレキシブル基板を挿入するための空間であるから、これをハウジングの奥部からみれば、斜め上方に開口する空間であり、回動支持部は、上記のとお り、フレキシブル基板を押圧狭持するための加圧部材の回動を支持するため、加圧 部材の回動溝部に対応する位置に設けられるべきものであるから、本件考案1で は、これをフレキシブル基板を挿入するための空間を目の前にする位置(上方から 見下ろす位置)という意味で,「開口部に臨む位置に設けられた回動支持部」と規 定したものと解される。

エ 被告は、①「ハウジングの開口部」とは「上方に開口せる」空間であることが【請求項1】に明示されているから、側壁とハウジング上壁前縁部で囲まれ、上方向に開放された空間、すなわち、別紙開口部図面【図面C】のとおり、回動支持部5の右端の外側及び接触フィンガー部4の上方の空間を意味するというべきである、②本件各考案は、公知コネクタの回動軸に相当する凸弯曲面の代替として、「開口部に臨む位置」に回動支持部を設けたのであるから、公知コネクタの回動軸が設けられた位置が、「開口部に臨む位置」に相当するなどと主張する。

動軸が設けられた位置が、「開口部に臨む位置」に相当するなどと主張する。しかし、本件考案明細書においては、「ハウジングの開口部」が、被告が上記【図面C】で主張するような空間であると定義する記載はない。むしろ、本件考案明細書の前記各記載と本件考案公報の各図面を参酌すれば、「ハウジングの開口部」とは、上記のとおり、ハウジングと両端の保持部に囲まれた、フレキシブル基板を挿入するための空間であり、フレキシブル基板の上方に位置し、回動しながら同基板を押圧狭持する加圧部材の回動を支持する回動支持部が、当該空間を目の前にする位置(見下ろす位置)に設けられるものであると解すべきことは前記の

とおりである(この意味では、ハウジングの開口部は、原告が主張する別紙開口図面【図面A】とも異なるものである。)。すなわち、本件考案1における「ハウジングの開口部」は、上方に開口されたものであるとしても、フレキシブル基板を挿入するために上方に開口されたものであればよく、被告が主張するような形状で開口するものである必要性はないのである。なお、公知コネクタは、本件考案の従来例として記載されたにすぎないものであるから、公知コネクタの回動軸が設けられた位置を、本件考案1の「開口部に臨む位置」と解する必然性がないことも明らかである。被告の上記主張はいずれも採用し得ない。

オ 被告各物件における回動案内部5は、本件考案1の「回動支持部」に相当する。そして、被告各物件のハウジングの開口部は、別紙物件説明書図イ2・3、同図口2・3、同図ハ2・3記載のとおり、ハウジング1と両端の保持部2に囲まれた、フレキシブル基板を挿入するための空間であり(弾性接触部4Aの上方の空間でもある)、加圧部材7が所定位置まで回動してフレキシブル基板を押圧狭持することによりふさがれる空間でもある。また、ハウジング1の開口部すなわちフレキシブル基板を挿入するためのハウジング1と保持部2に囲まれた前記空間(ハウジングの奥部からみれば、斜め上方に開口する空間)を上方から見下ろす位で、「上記開口部に臨む位置に設けられた回動支持部」との構成要件を充足するものと認められる。

(2) 争点 2 - 2 (被告各物件は、「(加圧部材が)回動支持部により回動自在に支持され」(構成要件 1 - ③ a)を充足するか。)について

ア 争点 2-1において述べた本件考案明細書の各記載を総合すると、「回動支持部」(構成要件 1-②)とは、金属で作られている接触子と一体に形成され、この接触子が複数平行に設置されて、そのそれぞれがハウジングによって保持されているために、この「回動支持部」がちょうど金属製の軸のように機能するものであって、当該回動支持部の「回動支持」とは、加圧部材の「回動案内の際の力に十分対向する強度を発揮する。」こと、すなわち、加圧部材が回動する際に発生する接触部からの反力を受けるもの(【0010】参照)と認められる。

イ 被告各物件は、別紙物件説明図の各記載及び弁論の全趣旨によれば、①回動案内部5が、金属製の接触子3と一体のものであり、②接触子3が複数平行位置されて、そのそれぞれがハウジング1に保持され、③加圧部材7は、開放材度の所定位置へ回動案内部5の回動中心5Aを中心に回動しており、④加圧部材度の所定位置にあるときはフレキシブル基板Fの下面は接触子3の弾性接触子4Aに接当接し、上面は回動案内部5の下面に加圧部材を介して当接している構造をあると、回動が不規則にならないように案内すると、加圧部材が、フレキシブル基板の上面を押し下げることにより、フレキシブル基板から受ける反力によりとするのを回動案内部5により受け止め、当該反力を吸収させる作用をがしようとするのを回動案内部5により受け止め、当該反力を吸収させる作用をがしたようとするのを回動案内部5により受け止め、当該反力を吸収させる作用をがしているものというべきであるから、被告各物件における回動案内部5は、加圧部材が入るものというであると、被告各物件におけるものであるというである。以上によると、被告各物件は、本件考案1の「(加圧部材が)回動を持ている。

以上によると、被告各物件は、本件考案1の「(加圧部材が)回動支持部により回動自在に支持され」(構成要件1-③a)との構成を充足するものと認められる。

触子に近接した所定位置」に回動するまでの間、接触部からの反力を回動支持部により受け止め、回動自在に支持されていれば足りるのであり、加圧部材が上記開放位置(ハウジングの前縁部と当接する位置)からさらに接触子とは逆方向に回動する場合のことを想定して規定しているものではないことは、本件考案明細書の前記記載及びその図1ないし図5から明らかである。被告は、加圧部材を「所定位置から離反した開放位置」(ハウジングの前縁部に当接した位置)からさらに接触子とは逆方向に回動させても、加圧部材が「回動支持部」によって支持されている必要がある、と主張するものであり、この主張に理由がないことは明らかである。

被告は、原告が、本件無効審判事件の第1回口頭審理において、本件各考案にいう「回動支持部」とは、当該回動支持部のみによって、加圧部材の回動を支持するものをいうと主張しており、回動支持部は、そのもののみで、加圧部材の回動を支持しているといえなければならないというべきである、と主張する。しかし、本件無効審判事件の第1回口頭審理における原告の主張は、同事件における甲1号証(乙10公報)の「U字型部分が回動支持部といえるか。」という争点について、「甲1号証においては、端子のU字型部分のみで回動を支持していない。また、支持される部材がそもそも異なっており、本件で言う回動支持部に当たらない。」というものにすぎず(甲7、乙18参照)、同主張が、本件考案1の「回動支持」の意味を限定する趣旨のものということはできない。

被告は、イ号物件が本件各考案の技術的範囲に属するという主張とイ号物件が本件特許発明4の技術的範囲に属するという主張は矛盾する(本件特許4明細書では、「作業者によって加圧部材7へのこの回動モーメントが上記当接の後にも維持されると……該軸部が上方に変位する。したがって、加圧部材7の回動被案内部11は回動案内部5から外れ上方にもち上がり、加圧部材7の当接面たる斜面7Aがハウジング1の上面と接面するようになる。」と記載されているのであり、かかる構成は、本件考案1の構成要件1-③と矛盾する。)と主張する。

しかし、本件各考案は、加圧部材がフレキシブル基板を押圧している間に、接触部からの反力を受け止めるために、接触子と一体に形成された回動支持部が加圧部材を回動支持するものであるから、その「該所定位置から離反した開放で置」とは、フレキシブル基板を挿入する直前ないし同基板を挿入した直後で押圧る前の加圧部材の位置(本件特許発明4における、加圧部材がハウジングの前縁に当接する位置)であり、その後、加圧部材が同基板を押圧しながら「接触子に当接する位置」に回動するまでの間、接触部からの反力を回動支持部に近時上め、回動自在に支持されていれば足りるのであり、加圧部材が上記開放位置からに接触子とは逆方向に回動する場合のことを想定して規定しているものではなわち本件特許発明4における加圧部材がハウジングの前縁部と当時を回動するに接触子とは逆方向に回動する場合のことを想定して規定しているものではいるに接触子とは逆方向に回動する場合のことを想定して規定しているものではいるに接触子とは逆方向に回動する場合のことを想定して規定しているものではいるように表現する。被告の上記各主張はいずれも理由がない。

(3) 争点2-3 (被告各物件は、「回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方向における各接触子と対応せる位置で複数に分割され」(構成要件1-④a)を充足するか。)について

ア 本件考案明細書の考案の詳細な説明における「上記回動支持部は、金属で作られている接触子と一体に成形され、すなわち接触子の一部として作られて貼り、この接触子が複数平行にハウジングによって保持されているために、丁度金叉の軸のごとく機能する。」(【0010】)との記載と同明細書【図1】及び「図2】からすれば、本件考案1の「回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方向における各接触子と対応せる位置で複数に分割され」とは、各接触子と一体に形成された回動支持部が回動軸線方向で見たとき、各回動支持部が、各接触子と対応する位置で、各接触子が分割されて複数存在すると同様に分割されて複数存在するとを意味することは明らかである。被告の上記構成要件は、意味不明であるとを意味することは明らかである。被告の上記構成要件は、意味不明であるとを意味することは明らかである。被告の上記構成要件は、意味不明であるとを意味するとの主張は採用し得ない。

イ 被告各物件の各回動案内部は、各接触子と一体に形成されているものであり、各接触子と対応する位置において、各接触子が分割されると同様に分割されているのであるから、被告各物件は、「回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方向における各接触子と対応せる位置で複数に分割され」(構成要件1-④a)の構成を充足することは明らかである。

(4) 争点2-4 (被告各物件は,「(回動支持部は,)ハウジングの対応保持溝に保持され」(構成要件1-④b)を充足するか。)について 本件考案明細書の考案の詳細な説明においては,回動支持部について,「……上記加圧部材の回動案内を行なう回動支持部は,金属で作られており、この接触子と一体に成形され,すなわち接触子の一部として作られており,この軸のごとが複数平行にハウジングによって保持されているために,丁度金属製の軸のごとと機能する。」(【0010】)と記載されている。また,同明細書【図1】ないされており、②接触子3は,ハウジング1の保持溝1A内に配置されているものであることが明らかである。すなわち、本件考案明細書には、回動支持部がハウジンがの保持溝に保持される構造が記載されているの方が、当該接触子がハウジングの保持溝に保持される構造が記載されているの可動軸線のことからすれば、本件考案1の「回動支持部は、該回動支持部の回動軸線

り、このことからすれば、本件考案1の「回動支持部は、該回動支持部の回動軸線方向における各接触子と対応せる位置で複数に分割され、それぞれが上記対応せる接触子と一体に形成され、ハウジングの対応保持溝に保持されている」とは、回動支持部が、それぞれ対応する接触子と一体に形成され、かつ、当該接触子がハウジングの保持溝に保持されることにより、回動支持部が、直接的ではないものの、ハウジングの保持溝に保持されるとの構造を含むものと認められる。

被告は、本件実用新案権の出願過程において補正Bが却下されたことな どからすると、本件考案1の「回動支持部は、……ハウジングの対応保持溝に保持 され」との構成は、回動支持部の全部が、ハウジングの対応保持溝に収容されて保 持されていることを意味すると主張する。しかし、本件考案1は、補正Aにより、 【請求項1】の下線の部分が、「上方に開口せるハウジングの該開口部に接触部が配列された複数の接触子を有し、ハウジングもしくは該ハウジングに保持された。 部材が上記開口部に臨む位置に回動支持部を備え、上記接触子に近接した所定位置 と該所定位置から離反した開放位置との間を蓋状の加圧部材が上記回動支持部によ り回動自在に支持され、該加圧部材は上記所定位置に向け回動した際に上記接触子 上に配されたフレキシブル基板を接触子に対して圧する加圧部を有し、回動支持部 は、該回動支持部の回動軸線方向における各接触子と対応せる位置で複数に分割され、それぞれが上記対応せる接触子と一体に形成され、ハウジングの対応保持溝に保持されていることとするフレキシブル基板用電気コネクタ。」と補正され、次に、補正Bが対下された後に、補正Cにより「ハウジングもしくは該ハウジングに 保持された部材が上記開口部に臨む位置に回動支持部を備え、」との部分から、 「ハウジングもしくは」との語が削除されたにすぎず、構成要件1-46について は補正Cによる補正も限定もないのであるから、本件考案1の出願過程を参酌して 構成要件1-46を限定解釈すべき理由はない。また、補正Bについては、却 下された補正であるから、出願経過禁反言が働く余地はないというべきであるし、 補正Bが要旨変更であるとする却下理由についても、特許庁審査官の当該時点にお ける一見解であるから、これをもって出願人の見解ないし意見の表明と見ることは これを出願経過禁反言の資料とすることは相当ではない。なお、念のた め、補正Bの内容についてみても、本件考案1の構成要件1-④の部分を「回動支 持部は、該回動支持部の回動軸線方向間隔をもって配列された上記接触子の一部分 が対応する対応保持溝によって回動軸線方向での変位が規制されるように保持され ていることとするフレキシブル基板用電気コネクタ。」と補正しようとしたものであり、接触子の一部が対応する保持溝により保持され、これにより回動支持部が保持されることを除外するような補正でないことは明らかであるから、被告の主張は この点からも理由がないものである。

ウ 別紙物件説明図によると、被告各物件の各回動案内部5は、対応する接触子3と一体に形成され、各接触子3がハウジング1の接触子収納部1Aに保持されることにより、ハウジング1の接触子収納部1Aに対応する接触子3を介して保持されているものと認められる。よって、被告各物件は、「ハウジングの対応保持溝に保持され」(構成要件1-④b)の構成を充足する。

(5) 争点2-5 (ハ号物件に特有の構成は、本件考案1の構成要件1-2, 1-3 a 及び1-4 b を充足するか。) について

ア 被告は、ハ号物件のハウジングの開口部に突出・張出した回動案内部5 (連結部から上方側に延びる弾性軸受部を有する腕)に設けられた凹状の弾性軸受 部は、上下方向及び水平方向に変位を規制されることなく、上下方向の弾性変形及 び首ふり弾性変形をするように構成されていて、本件考案1の構成要件1-④bの 「(回動支持部は)ハウジングの対応保持溝に保持されている」との構成を充足しない、と主張する。

しかし, 本件考案1は、本件考案明細書の「フレキシブル基板が接触子 の弾性による反力を受けても、該反力によって上記加圧部材が原位置たる開放位置 に戻されることがない。……上記加圧部材の回動案内を行なう回動支持部は、金属 で作られている接触子と一体に成形され、……この接触子が複数平行にハウジングに保持されているために、丁度金属製の軸のごとく機能する。」(甲1【0010】)との記載から明らかなように、金属で構成される接触子が対応保持溝に保持され、かつ、回動支持部が接触子と一体に成形されることによって、押圧部材が回動してフレキシブル基盤を押圧する際に受ける反力に十分対向しうる強度を回動を 持部が発揮するという技術的特徴を有しているものである。そして、本件考案明細 書の,「……加圧部材52の回動の際,回動案内面となる凸弯曲面54には加圧部 材52から強い力を受け,該凸弯曲面54が紙面に直角方向に長く延びているとき には曲げを生ずることもある。」(同【0006】)「本考案はかかる問題を解決 し、回動支持部での強度を向上……することを目的とする。」(同【0007】)との記載から明らかなように、本件考案1においては、上記構成により回動支持部の強度を向上したものであって、回動支持部の上下方向の変位が全く存在しなくな ることをその要件とするものではない。したがって、本件考案1の構成要件1-4 bの回動支持部は、金属製の接触子と一体に成形され、接触子がハウジングの対応 保持溝に保持されることによって回動支持部が対応保持溝により保持されることが その構成として必要であるものの,回動支持部の強度が従来のものに比べ向上して いれば足りるのであり、上下方向に変動し得るものを包含しないものではない。 そして、別紙物件説明図によれば、ハ号物件の回動案内部5は、接触子3と一体に形成され、この接触子3がハウジング1の接触子収納部1Aに保持され

そして、別紙物件説明図によれば、ハ号物件の回動案内部5は、接触子3と一体に形成され、この接触子3がハウジング1の接触子収納部1Aに保持されているものと認められるから、ハ号物件は本件考案1の構成要件1-④bの回動支持部は「ハウジングの対応保持溝に保持されている」との構成を充足するものである。

イ 被告は、ハ号物件の回動案内部5(連結部から上方側に延びる弾性軸受部を有する腕)は、ハウジングに保持されていないから、当該腕部材に形成された弾性軸受部は、本件考案1の構成要件1-②の「ハウジングに保持された部材に形成され……た回動支持部」との構成を充足しない、と主張する。

しかし、本件考案1の構成要件1-②における回動支持部が「ハウジングに保持された部材に形成され」ているとは、回動支持部がハウジングに保持された部材である接触子と一体に形成されているという意味であり、回動支持部自体がハウジングの対応保持溝に保持されている必要はないことは前記のとおりである。

別紙物件説明図によれば、ハ号物件の回動案内部5は、ハウジングの接触子収納部1Aに保持されている接触子3と一体に形成されているのであるから、ハ号物件の回動案内部5が、「ハウジングに保持された部材に形成され」(構成要件1-②)との構成を充足していることは明らかである。
ウ 被告は、ハ号物件の回動案内部5が、ハウジングの開口部に突出し、張

ウ 被告は、ハ号物件の回動案内部5が、ハウジングの開口部に突出し、張り出しているため、前記接触子の先端側に設けられた凹状の弾性軸受部(回動案内部5)は、本件考案1の構成要件1-②の「上記(ハウジングの)開口部に臨む位置に設けられた回動支持部」との構成を充足しない、と主張する。

しかし、本件考案1の「ハウジングの開口部」とは、ハウジングと両端の保持部に囲まれた、フレキシブル基板を挿入するための空間であり、加圧部材が所定位置まで回動してフレキシブル基板を押圧狭持することによりであり、いわば、回動を支持する回動支持部の目の前にあり、いわば、回動を支持する回動を支持すると解すべきことは前記のとおりであり、ハ号物件においても、回動案内部5及び弾性軸受部は、ハウジングの前方に突出し、張出しているとしても、フレキシブル基板を挿入するための空間(ハウジングの集出からみれば斜め上方の空間)を上方から見下ろしているものと認められることは、フレキシブル基板を挿入するための空間であるハウジングの開口部を目のは、フレキシブル基板を挿入するための空間であるハウジングの開口部を目した位置に設けられていると認められるのであり、「開口部に臨む位置に設けられていると認められるのである。

エ 被告は、ハ号物件のハウジングの開口部に突出・張出した回動案内部5に設けられた凹状の弾性軸受部は、加圧部材に設けられたカム状軸部と係合しており、加圧部材が開位置から閉位置に向かって回動することに伴うカム状軸部の回動

に追随して上下方向に弾性変形するようになっており、このようなカム構造を有するカム状軸の回転によって上下に押し広げられる凹状の弾性軸受部を備えた加圧部材は、本件考案1の構成要件1-③aの「回動支持部により回動自在に支持され」る加圧部材との構成を充足しない、と主張する。

しかし、本件考案1の構成要件1一③aにおける「回動支持部により回動自在に支持され」る加圧部材とは、回動支持部が、加圧部材の回動において接触部からの反力を受けたときにその力に対向し、加圧部材を支持しながらその回動を案内することを意味するのである。被告が主張するように、ハ号物件においては、加圧部材のカム状軸の回転によって、回動支持部に該当する凹状の弾性軸受部が上下に押し広げられることにより若干の変位が存在するとしても、ハ号物件の弾性軸受部が加圧部材の回動を支持していることに変わりはないのであるから、加圧部材を回動自在に支持しているハ号物件の弾性軸受部が、構成要件1一③aを充足することは明らかである。

オ 被告は、ハ号物件は、ハウジングの開口部に突出・張出した回動案内部5に形成された凹状の弾性軸受部がハウジングの開口部から前方に大きく突出・張出し、連結部及び連結部から下方側に延びる弾性接触部と連動して首ふり弾性変形するようになっているため、種々の板厚のフレキシブル基板に対応すると共に、コネクタを小型化・低背化することができるという技術的特徴を有しているのに対し、本件考案1は、回動支持部を金属からなる接触子に一体形成することによって、加圧部材からの強い圧力を受けてもハウジングが変形しないようにするため、回動支持部を開口部に臨む位置に設け、かつ、その回動支持部は、ハウジングの対応保持溝に保持され、変位が阻止される構成を有しているのであるから、技術思想が異なる、と主張する。

しかし、ハ号物件が、被告が主張するように回動案内部5を弾性化するという新たな技術思想を有しているとしても、同物件の構成が本件考案1の各構成要件を充足し、本件考案1の技術的特徴を備えること(回動案内部5が本件各考案における強度性を向上したものであることなど)は前記のとおりであるから、ハ号物件が本件考案1の技術的範囲に属することを否定することはできない。

(6) 争点2-6(ハ号物件に特有の構成は、本件考案2の構成要件2-①及び 2-②を充足するか。)について

ア 別紙物件説明図によれば、ハ号物件の突部12及び回動案内部5は、本件考案2の加圧突部12及び回動支持部5に相当し、上記突部12は、加圧部材7が開放位置にあるときには、回動案内部5の回動中心5Aと接触子の接触部4Aとを結ぶ線よりも外側にあり、加圧部材7が所定位置まで回動したときには、上記線よりも内側にあり、上記線を越えるように位置付けられているものと認められるから、本件考案の構成要件2一①及び2一②を充足する。

イ 被告は、本件考案2の構成要件2一①は、「加圧突部は、上記加圧部材が開放位置にあるときには回動支持部の回動中心と接触子の接触部とを結ぶ線よりも外方にあり」と規定し、構成要件2一②も「加圧部材が所定位置まで回動したときには上記線を越えるように」と規定しており、いずれも回動支持部が軸中心を有することを前提にしているのに対し、ハ号物件のハウジングの開口部に突出・張出した回動案内部5に設けられた凹状の弾性軸受部は、軸ではないから軸中心を有しないため、ハ号物件は、構成要件2一①、2一②の構成を充足しない、と主張する。

しかし、本件考案2の構成要件2-①は、「回動中心」と定めているのであって、軸中心を有することを定めたものではない。ハ号物件においても、加圧部材は回転運動をしており、その回転の中心は存在する。そして、その回転運動は、加圧部材と凹状の弾性軸受部との接点を支点として行われるのであって、その「回動中心」が弾性軸受部に存することは明らかである。被告の上記主張は理由がない。

ウ 被告は、本件考案2の構成要件2-③は、「請求項1に記載のフレキシブル基板用電気コネクタ」と規定しており、ハ号物件が本件考案1の構成要件を充足してないことは前記のとおり明らかであるから、ハ号物件は、本件考案2の技術的範囲に属しない、と主張する。しかし、ハ号物件は、本件考案1の技術的範囲に属するものであるから、被告の上記主張も理由がない。

(7) まとめ

以上によれば、被告各物件は、いずれも本件考案1及び本件考案2のすべての構成要件を充足するものと認められるから(被告各物件が前記に認定した以外

の構成要件を充足することは前記のとおり当事者間に争いがない。), いずれも本件考案1及び本件考案2の技術的範囲に属するものと認められる。

3 争点3(被告各物件は、本件特許発明3の技術的範囲に属するか。) について

本件特許3明細書によれば、本件特許発明3が解決しようとする課題、目的、作用、効果は次のとおりである。

本件特許3明細書の発明の詳細な説明においては、【発明が解決しようとす る課題】として、「……公知のコネクタにあっては、フレキシブル基板Fは図8に見られるごとく一方の面で接触子55と一点にて圧接し、また、加圧部材52が少しでも開く傾向にあるときは他方の面で加圧部材52の二つの平坦面52B、52 Cが移行部として成す角部で接触する。すなわち、一面で一箇所だけ、換言すれ ば、両面で二点接触している。したがって、両面側からフレキシブル基板を保持 適性な接触を得るためには、上記二点がフレキシブル基板の長手方向(挿入方 向) にて近接していなければならない。」(【0006】), 「かかるコネクタを 設計する場合,フレキシブル基板Fの厚みにより上記距離 d 1, d 2 が定まるが, その厚みの如何にかかわらず該フレキシブル基板の挿入を可能とするには、 d 2 と d 1 との差(d2-d1)は常に一定値に確保されねばならない。一方、コネクタ を小型化するにはd2を小さくせねばならないが、このd2をあまりに小さくする d 1 がさらに小さくなり強度上の問題を生じてくる。また、d 2 及び d 1 を所 と、d 1 かさらに小さくなり強度上の问題を主して、る。また、u 2 及びは するに 定距離差を保つようにして小さくすると、当然上記平坦面52B、52Cが成す角 部は軸線52Aの位置に近づくこととなり、加圧部材52に対し上記時計方向のモーメントの値がきわめて小さくなり、加圧部材の保持が難しくなる。……」(【OO7】)、【目的】として「本発明は、かかる公知の電気コネクタが有していた 問題を解決し、コネクタの小型化を図るとともに、各部材の寸法・位置の誤差のバールと第2位を保持に表性。の影響を小さく知知でき、また、加圧部材の達みが極力生 ラツキ等の接触信頼性への影響を小さく抑制でき、また、加圧部材の撓みが極力生 じないプレキシブル基板用電気コネクタを提供することを目的とする。」 09】)との記載があり、【課題を解決するための手段】として、【請求項1】と 同趣旨の記載があり、【作用】として、「かかる構成になる本発明の電気コネクタにあっては、先ず、加圧部材は二つの面のうち回動軸線からの距離が短い方の面が接触子と対向するように回動して位置し、該開放位置にある加圧部材と接触子との間にフレキシブル基板が挿入される。挿入の中途位置にあっては、フレキシブル基 板はほぼ直線的に延びているが、先端が支持部に到達すると、該フレキシブル基板 は上記支持部によりその厚み方向に加圧部材側へ寄せられる。」(【001 1】), 「次に, 加圧部材を所定位置まで回動する。すると, 該加圧部材は, 回動 軸線からの距離が長い方の面が接触子に近づくように回動し,加圧部の移行部がフ レキシブル基板の一方の面に近接し当接するようになる。この当接開始時点で、フレキシブル基板は他方の面において、該フレキシブル基板の挿入方向で上記加圧部との当接位置の両側に位置する接触子及び支持部の二支点により支えられる。上記 加圧部材をさらに回動して所定位置にもたらすと、上記加圧部は上記二支点(接触 子及び支持部)の間でフレキシブル基板の一方の面を押圧する。かくして、フレキ シブル基板は上記他方の面が所定の接触圧をもって接触子と接触する。この接触に 際して、フレキシブル基板は上記他方の面が二支点で支えられて、その中間位置で 加圧部により押圧される構成をとるために、二支点間距離が大きくなり、上記角部 を形成する二つの平坦面の軸線からの距離差を小さくすることができるので、コネ クタが小型化される。又上記撓み変位と接触圧の関係がもたらす剛性は比較的小さ くなり、位置あるいは寸法の精度のバラツキによる接触信頼性の変動は小さい。」 (【0012】) との各記載がある(甲3)

本件特許3明細書の上記記載によれば、本件特許発明3は、加圧部材を所定位置まで回動せしめたときに、支持部と弾性接触部がフレキシブル基板の下面側で二支点を形成して、加圧部材の移行部が二支点間でフレキシブル基板を上面側から加圧するとの構成を取ることにより、加圧部材を一旦所定位置まで回動すれば、フレキシブル基板の結線が不用意に外れることがなくなり、また、かかる外れを防止するためのロック機構をコネクタの側部等に設ける必要もなくなり、コネクタの構造が簡単化されると共に小型化を図ることができることを特徴とするものと認められる。

(1) 争点3-1 (被告各物件は、「開口部に臨む位置に回動支持部を備え」 (構成要件3-②) を充足するか。) について

アー本件特許3明細書の「特許請求の範囲」【請求項1】の記載によれば、

「ハウジングの開口部」は、「側方及びこれに隣接せる上方の部分で連通して開口せる」ものであり、「弾性接触部が配列され」たものである。

本件特許3明細書の発明の詳細な説明における「開口部」に関する記載 【従来の技術】において「この公知のコネクタは,添付図面の図8及び 図9に示されているように、ハウジング51が左半部で上方に開口しており、該開 口部に蓋状の加圧部材52が……回動可能に支持されている。該加圧部材52は… …凸弯曲面53が上記ハウジング51の開口部の凹湾曲面と係合して……いる。」 「該接触子55の一端側55Aは……先端が上記開口にて加圧部材 [0002]. 52方向に指向しており……」【0003】との記載があり、めの手段】の項に【請求項1】と同趣旨の記載があるほかは、 【課題を解決するた 【実施例】として のの子段』の頃に【請水頃 1』と问趣自の記載かめるはかは、【美施例』として「図において、符号 1 は、絶縁材料から成るハウジングであり、右半分が上方に向け開口している。該ハウジング 1 は図 1 及び図 2 に見られるように、その長手方向 にて上記開口部の両端位置に上方に延出するフランジ状の保持部2を有しており, 該保持部2の奥側の端面に半円状凹部をなす軸支部2Aが形成されている。……」 (【0015】), 「上記ハウジング1の開口部には, 回動自在に蓋状の加圧部材 7が設けられている。……」(【0018】)との記載があるのみである(甲 3)。

上記の本件特許3明細書の記載及び本件特許3公報の図1ないし図6を総合するならば、本件特許発明3における「ハウジングの開口部」とは、ハウジングと両端の保持部に囲まれた、フレキシブル基板を挿入するための空間であり、加圧部材が所定位置まで回動してフレキシブル基板を押圧狭持することによりふさがれる空間でもあるということができる(ただし、本件特許3明細書においては、「開口部」をこれ以上に厳密に定義する記載はない。)。

ウ 被告は、争点2-1において述べたとおり、構成要件3-②における「開口部」とは、別紙開口部図面の【図面D】の赤で着色した空間である、と主張する。しかし、本件特許3明細書においては、「ハウジングの開口部」が、被告が上記【図面D】で主張するような空間であると定義する記載はない。「ハウジンがの開口部」とは、上記のとおり、ハウジングと両端の保持部に囲まれた、フレキがの開口部」とは、上記のとおり、フレキシブル基板の上方に位置し、回動を支持するを押圧狭持する加圧部材の回動を支持のであると解すべきる別紙によびがら同基板を押圧狭持する加圧部材の回動を支持のであると解すべきる別紙によるが高と解する位置(見下ろす位置)に設けられるものであると解すである。とは、原告が主張明3におりである(この意味では、ハウジングの開口部」とも異なるものである。)。すなわち、本件特許発明3におりである「ハウジングの開口部」は、上方に開口されたものであればよく、被告が主張するような基板を挿入するために上方に開口されたものであればよく、被告が主張するような

形状で開口するものである必要性はないのである。被告の上記主張は採用し得な

被告各物件における回動案内部5は,本件特許発明3の「回動支持部」 に相当する。そして、被告各物件のハウジングの開口部は、別紙物件説明書図イ 2・図イ3、同図ロ2・図ロ3及び同図ハ2・3記載のとおり、ハウジング1と両 端の保持部2に囲まれた、フレキシブル基板を挿入するための空間であり(弾性接 触部4Aの上方の空間でもある)、加圧部材7が所定位置まで回動してフレキシブル基板を押圧狭持することによりふさがれる空間でもある。また、ハウジング1の 開口部すなわちフレキシブル基板を挿入するためのハウジング1と保持部2に囲まれた。 れた前記空間(ハウジングの奥部からみれば、斜め上方に開口する空間)を上方か ら見下ろす位置に回動案内部5が設けられているのであるから、被告各物件の回動 「上記開口部に臨む位置に設けられた回動支持部」との構成要件を充 足するものと認められる。

(2) 争点3-2 (被告各物件は,「加圧部材が上記回動支持部により回動自在

に支持され」(構成要件3-③)を充足するか。)について ア 本件特許3明細書には、「上記加圧部材7の加圧部8の一面には、 軸部9がハウジング1の軸支部2Aに収められた際,一連の接触子3の回動支持部 5と係合する円弧部を有する回動溝部11が形成されている。したがって、上記一 連の板状の接触子3が上記保持溝1Aに挿入されると、回動支持部5は、櫛歯状に 配列されて軸状をなし、ここで上記加圧部材7の回動溝部11が回動支持される。 その結果、回動力は金属製の上記回動支持部5により支持されその強度がきわめて 高くなる。」(甲3【0018】)との記載がある。この記載からすれば、構成要件3-3「加圧部材が上記回動支持部により回動自在に支持され」とは、加圧部材 の回動において接触部からの反力を受けたときには、回動支持部がそれに対向し、 加圧部材の回動を支持することを意味するものと認められる。

被告各物件は、別紙物件説明図の各記載からすると、 ①回動案内部 5 接触子3と一体のものであり、②接触子3は複数平行にハウジング1に保持さ れ、③加圧部材7は、開放位置から所定位置へ回動案内部5に支持されて回動して おり、④加圧部材が所定位置にあるときはフレキシブル基板Fの下面は接触子3の 弾性接触子4Aに直接当接し、上面は回動案内部5の下面に加圧部材を介して当接 している構造を有しているものである。そして、上記各構造からすると、回動案内 部5は、加圧部材7の回動が不規則にならないように案内すると共に、加圧部材7 が、フレキシブル基板Fの上面を押し下げることにより、フレキシブル基板から受 ける反力により上昇しようとするのを回動案内部5により受け止め、当該反力を吸 収させる作用を有するものというべきであるから、被告各物件における回動案内部5は、加圧部材が回動する際に発生する接触部からの反力を受けるものであるとい うべきである。

以上によると、被告各物件は、 「回動支持部により回動自在に支持さ れ」る構成を充足するものと認められる。

被告は,加圧部材が「回動支持部により回動自在に支持され」とは,加 圧部材を、「接触子に近接した所定位置」と「所定位置から離反した開放位置」のいかなる位置に回動させても、加圧部材が「回動支持部」によって支持されている必要があるのに対し、被告各物件における回動案内部5は、加圧部材を「所定位置 から離反した開放位置に回動」させた場合には、回動案内部5と加圧部材は、「支持」どころか、「接触」すらしない、と主張する。しかし、本件特許3明細書の前 記記載によれば、本件特許発明3における加圧部材が「回動支持部により回動自在 に支持され」とは、加圧部材が「接触子に近接した所定位置と該所定位置から離反 した開放位置との間を」回動する際に、「回動支持部により回動自在に支持され」 るものであることは、請求項1から明らかである。すなわち、本件特許発明3は、加圧部材がフレキシブル基板を押圧している間に、接触部からの反力を受け止めるために、接触子と一体に形成された回動支持部が加圧部材を回動支持するものであ るから、その「該所定位置から離反した開放位置」とは、フレキシブル基板を挿入する直前ないし同基板を挿入した直後で押圧する前の加圧部材の位置(加圧部材が ハウジングの前縁部に当接する位置)であり、その後、加圧部材が同基板を押圧しながら「接触子に近接した所定位置」に回動するまでの間、接触部からの反力を回 動支持部により受け止め,回動自在に支持されていれば足りるのであり,加圧部材 が上記開放位置(ハウジングの前縁部と当接する位置)からさらに接触子とは逆方 向に回動する場合のことを想定して規定しているものではないことは、本件特許3

明細書の前記記載及び本件特許3公報の図1ないし図6から明らかである。被告は、加圧部材を「所定位置から離反した開放位置」(ハウジングの前縁部に当接した位置)からさらに接触子とは逆方向に回動させても、加圧部材が「回動支持部」によって支持されている必要がある、と主張するものであり、この主張に理由がないことは明らかである。

被告は,イ号物件が本件特許発明3の技術的範囲に属するという主張と イ号物件が本件特許発明4の技術的範囲に属するという主張は矛盾する(本件特許4明細書では、「作業者によって加圧部材7へのこの回動モーメントが上記当接の 後にも維持されると……該軸部が上方に変位する。したがって、加圧部材7の回動 被案内部11は回動案内部5から外れ上方にもち上がり、加圧部材7の当接面たる 斜面7Aがハウジング1の上面と接面するようになる。」と記載されているのであり、かかる構成は、本件特許発明3の構成要件3-③と矛盾する。)と主張する。 しかし、本件特許発明3は、加圧部材がフレキシブル基板を押圧してい る間に、接触部からの反力を受け止めるために、接触子と一体に形成された回動支持部が加圧部材を回動支持するものであるから、その「該所定位置から離反した開 放位置」とは、フレキシブル基板を挿入する直前ないし同基板を挿入した直後で押 圧する前の加圧部材の位置(本件特許発明4における、加圧部材がハウジングの前 縁部に当接する位置)であり、その後、加圧部材が同基板を押圧しながら「接触子 に近接した所定位置」に回動するまでの間、接触部からの反力を回動支持部により 受け止め,回動自在に支持されていれば足りるのであり,加圧部材が上記開放位置 すなわち本件特許発明4における加圧部材がハウジングの前縁部と当接する位置か らさらに接触子とは逆方向に回動する場合のことを想定して規定しているものではないことは、本件特許3明細書の前記記載及び本件特許3公報の図1ないし図6並 びに本件特許4明細書の記載と本件特許4公報の図3ないし図5から明らかであ る。被告の上記各主張はいずれも理由がない。

(3) 争点3-3 (被告各物件は、「加圧部は回動軸線からの距離が異なる二つの隣接面が連絡する移行部により形成される」(構成要件3-⑤)を充足するか。)について

ア 本件特許3明細書の「特許請求の範囲」【請求項1】の記載によれば、「加圧部は」、「回動軸線からの距離が異なる二つの隣接面が連絡する移行部により形成される」ものである。

また、本件特許3明細書の発明の詳細な説明においては、【作用】として、「かかる構成になる本発明の電気コネクタにあっては、先ず、加圧部材は二の面のうち回動軸線からの距離が短い方の面が接触子と対向するように回動される。・・・・・」(甲3【0011】)、「次に、加圧部材を所定位置まで回動よる。・・・・・」(甲3【0011】)、「次に、加圧部材を所定位置まで回動よる。に立ると、該加圧部材は、回動軸線からの距離が長い方の面に近接し当まで通過ようにない。加圧部の移行部がフレキシブル基板の一方の面に近接し当て、「上記加圧角部11の背部に、回動軸線からの距離が異なる二つの隣接及子によいは上記回動溝部11の背部に、回動軸線からの距離が異なる二つの隣接及子によいは上記回動溝部11にて下方に回動した際に、上記ハウジング1の支持の一つの大きにより加圧角部12が形成されていウジングルをいるともれているように上記加圧角部12の位置及び寸法が定められているように上記加圧角部12の位置及び寸法が定められているように上記加圧角部12の位置及び寸法が定められているように上記加圧角部12ののは平を有していてもよい。」(同【0022】)との記載がある。」(同【0022】)との記載がある。」(同【0022】)との記載がある。

とる。」(同【〇〇22】)との記載がある。 これらの記載と、本件特許3公報【図3】ないし【図6】の各図示内容を合わせ考慮すると、加圧部材は、距離が短い隣接面がフレキシブル基板に対向する位置にあるときは加圧しないが、距離が長い隣接面がフレキシブル基板に対向する位置にあるときは、「移行部」に相当する突部12により加圧するものであるから、構成要件3一⑤における「回動軸線からの距離が異なる二つの隣接面が連絡する移行部」とは、回動支持部5の中心5Aを通る回動軸線からの距離が短い隣接面と距離が長い隣接面とが互いに角度をもって突部12(加圧角部12あるいは加圧突部12)に連なっていることを規定しており、すなわち、回動軸線からの距離が異なる二つの面が交叉・連絡する移行部(加圧角部12あるいは加圧突部12) が、「二つの隣接面が連絡する移行部」すなわち「加圧部」であると認められる。 イ 被告は、構成要件3-⑤の「二つの隣接面が連絡する」及び「二つの隣接面が連絡する移行部」の意味が不明であると主張する。しかし、両者の意味は、上記のとおり明確であり、被告の主張は採用し得ない。

一 ウ 構成要件3 一⑤における「回動軸線」とは、上記のとおり、回動支持部5の中心5 A を通る回動軸線を意味するものであるから、イ号物件及び口号物件においては、回動案内部の回動中心5 A を通る回動軸線がこれに該当し、ハ号物件においては、回動案内部5の湾曲面が加圧部材に当接する回動中心5 A を通る回動軸線がこれに該当する。

構成要件3 - ⑤における「回動軸線からの距離が異なる二つの隣接面」とは、上記のとおりであるから、イ号物件及び口号物件においては、別紙物件説明図の【図イ3】及び【図口3】中の拡大図に示すとおり、回動軸線から距離(d 1 < d 2)が異なる隣接面S 1、隣接面S 2 と符号が付された二つの面が、「回動軸線からの距離が異なる二つの隣接面」に該当し、「加圧部」すなわち「二つの隣接面が連絡する移行部」とは、上記隣接面S 1 と隣接面S 2 とが連なる突部 1 2 である。ハ号物件においては、図ハ3 とその拡大図に示すとおり、回動軸線から距離(d 1 < d 2)が異なる隣接面S 1、隣接面S 2 と符号が付された二つの面が、「回動軸線からの距離が異なる二つの隣接面」に該当し、「加圧部」すなわち「二つの隣接面が連絡する移行部」とは、上記隣接面S 1 と隣接面S 2 とが連なる突部 1 2 である。

以上によれば、被告各物件は、いずれも、「加圧部は回動軸線からの距離が異なる二つの隣接面が連絡する移行部により形成される」(構成要件3一⑤)との構成を充足する。

(4) 争点3-4 (被告各物件は、「該フレキシブル基板の先端部を加圧部材側に近接せしめる状態で支持するための支持部を有し」 (構成要件3-⑥) を充足するか。) について

ア 本件特許3明細書の「特許請求の範囲」【請求項1】の記載によれば,「支持部」は、「フレキシブル基板の挿入方向にて上記弾性接触部の位置よりも奥部に」位置し、「加圧部材を所定位置まで回動せしめたときに、該支持部と接触子の弾性接触部がフレキシブル基板の下面側で二支点を形成して上記加圧部材の移行部が該二支点間でフレキシブル基板を上面側から加圧するようになっている」ものである。

この【請求項1】の記載及び本件特許3明細書の発明の詳細な説明の 【0012】の記載から明らかなように、本件特許発明3は、フレキシブル基板を 下面から弾性接触子と支持部の二支点で支持するとともに、当該二支点間におい て、上面から移行部が加圧して保持するというものであり、構成要件3-⑥及び同 ⑦の「支持部」の技術的意義は、加圧部材を所定位置まで回動せしめたときに、接 触子の弾性接触子と共にフレキシブル基板の下面側で二支点を形成することにある というべきである。

「イー別紙物件説明図【図イ7】, 【図ロ7】, 【図ハ7】によると, 被告各物件において, ①ハウジング1は, フレキシブル基板Fの挿入方向にて弾性接触部4Aの位置よりも奥部にテーパ部1Bを有していること, ②加圧部材7を所定位置とした状態におけるフレキシブル基板Fは, 下面において弾性接触部4Aとテーパ部1Bとの二支点で支持されており, 上面において, 前記二支点間の位置で突部12に加圧されていることが認められる。また, 被告各物件における「弾性接触部4A」, 「突部12」が, 本件特許発明3の「弾性接触子」, 「移行部」に相当することは明らかである。

以上によると、被告各物件においては、フレキシブル基板Fを弾性接触部4Aとテーパ部1Bの二支点で支持すると共に、当該二支点間において突部12が加圧して保持する構造を有するから、被告各物件の「テーパ部1B」は、本件特許発明3の構成要件3-⑥「該フレキシブル基板の先端部を加圧部材側に近接せしめる状態で支持するための支持部」に相当すると認められる。

ウ 被告は、被告各物件においては、フレキシブル基板の先端部は、弾性接触部とハウジングの奥部の壁面との間(接触有効長内)に位置すればよく、テーパ部1Bは、保持状態においてはフレキシブル基板の先端部を加圧部材側に近接せしめる状態で支持しないなどと主張する。しかし、争点1において述べたとおり、被告のこの主張は、被告各物件の具体的構成に反する主張であって、採用することができない。

(5) 争点3-5 (被告各物件は、「該支持部と接触子の弾性接触部がフレキシ ブル基板の下面側で二支点を形成して」(構成要件3-⑦)を充足するか。)につ

本件特許発明3は、争点3-4において認定したとおり、加圧部材を所 定位置まで回動せしめたときに、フレキシブル基板を下面から弾性接触部と支持部 では、このでは、フレインノルを似を下面から弾性接触部と支持部の二支点で支持するとともに、当該二支点間において、上面から、移行部が加圧して保持するというものであり、支持部は、加圧部材を所定位置まで回動せしめたときに、接触子の弾性接触部と共にフレキシブル基板の下面側で二支点を形成するものである。

イ 被告各物件においては、争点3-4において認定したとおり、加圧部材を所定位置まで回動せしめたときに、フレキシブル基板Fを弾性接触部4Aとテーパ部1Bの二支点で支持すると共に、当該二支点間において突部12が加圧して保持する構造を有するから、被告各物件は、「フレキシブル基板の下面側で二支点を

形成して」(構成要件3-⑦)の構成を充足するものと認められる。 ウ 被告は、構成要件3-⑦の「フレキシブル基板の下面側で二支点を形成する」との文言は、意味不明というべきである、と主張する。しかし、本件特許3 明細書の各記載によると、「フレキシブル基板の下面側で二支点を形成する」との文言は、前記のとおりの意味を有するものと認められ、これを意味不明なものとい うことはできない。

被告は、構成要件3-⑦においては、加圧部材の移行部が、開放位置か ら回動を開始し、フレキシブル基板に最初に当接する当接開始点は、接触子3の弾性接触部とハウジングの支持部の二支点の間に位置し、その後、所定位置まで回動せしめたときにおいても、その移行部が当該二支点の間に位置すること想定してい るというべきである,と主張する。しかし,本件特許3明細書の実施例において, フレキシブル基板に最初に当接する当接開始点が、接触子3の弾性接触部とハウジ ングの支持部の二支点の間に位置し、その後、所定位置まで回動せしめたときにお いても、その移行部が当該二支点の間に位置するとの構成が記載されているものの (甲3【0012】), 【請求項1】は、単に、「加圧部材を所定位置まで回動せ しめたときに、該支持部と接触子の弾性接触部がフレキシブル基板の下面側で二支 点を形成して上記加圧部材の移行部が該二支点間でフレキシブル基板を上面側から 加圧するようになっている」と規定しているだけであり、加圧部材の移行部の当接 開始点における位置については何も規定していない。被告の上記主張は、本件特許 発明3の実施例についての記載にすぎないものを本件特許発明3の構成要件とする ことを求めるものであり,採用することはできない。

被告は,被告各物件は,争点3-4において述べたとおり,本件特許発 明3の「支持部」に相当する構成を備えておらず、本件特許発明3とは異なる原理によってフレキシブル基板 Fを狭持している、と主張する。しかし、被告各物件が、「支持部」に相当する「テーパ部1B」を有することは、争点3-4において 認定したとおりであり,被告の上記主張は採用し得ない。

被告は,被告各物件においては,弾性接触部が回動中心よりハウジング 奥側にあるため、加圧力を除去しても、弾性接触部からの支持力により加圧部材は 閉じる方向のモーメントを受けて加圧時と同じ状態でフレキシブル基板Fを保持す るため、ハウジング奥部のテーパ部はフレキシブル基板 F の狭持保持には何ら寄与しない構成要素である、と主張する。しかし、被告各物件においては、「支持部」 に相当する「テーパ部1B」が、加圧部材を所定位置まで回動せしめたときに、接触子の弾性接触部4Aと共にフレキシブル基板Fの下面側で二支点を形成するもの であるから、被告各物件の「テーパ部1B」が、フレキシブル基板の挟持・保持に 何ら寄与していないものということはできない。

被告は,被告各物件の加圧部材のフレキシブル基板Fへの押圧力は, 接面S2を介して与えられるのであって、突部12は、フレキシブル基板を上面側から加圧しない、と主張する。しかし、被告各物件における突部12は、隣接面S 2に連設された部分であるから、フレキシブル基板への押圧力が、隣設面S2を介 して与えられる場合には、突部12を介しても与えられているものというべきであ

被告の上記各主張はいずれも採用することができない。

(6) 争点3-6 (ハ号物件に特有の構成は、構成要件3-2, 3-3を充足す るか。) について

被告は、ハ号物件の回動案内部5が、ハウジングの開口部に突出し、張

出しているため、回動案内部5の先端側に設けられた凹状の弾性軸受部は、本件特許発明3の構成要件3-②の「上記開口部に臨む位置に回動支持部を備え」との構成を充足しない、と主張する。

しかし、本件特許発明3の「ハウジングの開口部」とは、ハウジングと 両端の保持部に囲まれた、フレキシブル基板を挿入するための空間であり、加圧部 材が所定位置まで回動してフレキシブル基板を押圧狭持することによりふさがれる 空間でもあり、加圧部材の回動を支持する回動支持部の目の前にあり、いわば、回 動支持部が上方から見下ろす空間であると解すべきことは前記のとおりであり、ハ 号物件においても、回動案内部5及び弾性軸受部は、ハウジングの前方に突出、 出しているとしても、フレキシブル基板を挿入するための空間(ハウジングの奥部 からみれば斜め上方の空間)を上方から見下ろしているものと認められることは、 の場所である。換言すれば、ハ号物件の回動案内部5及び弾性軸受 部は、フレキシブル基板を挿入するための空間であるハウジングの開口部を目の前 にした位置に設けられていると認められるのであり、「開口部に臨む位置に設けられた回動支持部」の構成を充足するものである。

れた回動支持部」の構成を充足するものである。 イ 被告は、ハ号物件のハウジングの開口部に突出し、張出した回動案内部 5に設けられた凹状の弾性軸受部は、加圧部材に設けられたカム状軸部と係合して おり、加圧部材が開位置から閉位置に向かって回動することに伴うカム状軸部の回 動に追随して上下方向に弾性変形するようになっており、このようなカム構造を有 するカム状軸の回転によって上下に押し広げられる凹状の弾性軸受部は、本件特許 発明3の構成要件3-③の「加圧部材が上記回動支持部により回動自在に支持さ れ」との構成を充足しない、と主張する。

しかし、本件特許発明3の構成要件3-③における「加圧部材が回動支持部により回動自在に支持され」とは、回動支持部が、加圧部材の回動において接触部からの反力を受けたときにその力に対向し、加圧部材を支持しながらその回動を案内することを意味するのである。被告が主張するように、ハ号物件においては、加圧部材のカム状軸の回転によって、回動支持部に該当する凹状の弾性軸受部が上下に押し広げられることにより若干の変位が存在するとしても、ハ号物件の弾性軸受部が加圧部材の回動を支持していることに変わりはないのであるから、加圧部材を回動自在に支持しているハ号物件の弾性軸受部が、構成要件3-③を充足することは明らかである。

(7) まとめ

以上によれば、被告各物件は、いずれも本件特許発明3のすべての構成要件を充足するものと認められるから(被告各物件が前記に認定した以外の構成要件を充足することは前記のとおり当事者間に争いがない。)、いずれも本件特許発明3の技術的範囲に属するものと認められる。

4 争点4(イ号物件は、本件特許発明4の技術的範囲に属するか。)について(1)争点4-1(イ号物件は、「開口部の両端側位置に回動支持部を備え」(構成要件4-②)を充足するか。)について

ア 本件特許 4 明細書の「特許請求の範囲」【請求項 1 】においては、「開口部」については、「隣接せる二辺の部分で連通して開口」するもので、「弾性接触部が配列された」ものであり(構成要件 4 一①)、また、「ハウジングもしくは該ハウジングに保持された部材が上記接触子の配列方向にて上記開口部の両端側位置に回動支持部を備え、」(構成要件 4 一②)、さらに、「上記開口部に挿入されて上記接触子上に配されたフレキシブル基板」(構成要件 4 一④)との記載がある。

また、本件特許4明細書の【実施例】として「図において、符号1は、絶縁材料から成るハウジングであり、左半分が上方に向け開口している。該ハウジング1図1及び図2に見られるように、その長手方向にて上記開口部の両端位置の上部にフランジ状の保持部2を有しており、該保持部2の奥側の端面に半円状凹部をなす回動支持部2Aが形成されている。上記保持部2はその下部にて溝部2Bが深く形成され片持ち梁状をなしていて、上記回動支持部2Aに上向きの力が作用したときに、該回動支持部2Aの中心が若干上方に移動するように、弾性変形可能となっている。」(甲5【0014】)との記載がある。

以上の本件特許4明細書の各記載によれば、本件特許発明4の「開口部の両端側位置に回動支持部を備え」(構成要件4-②)における「開口部」とは、ハウジング1と保持部2に囲まれた、上方が開口した空間であり、また、弾性接触部が配列され、フレキシブル基板を挿入するためのものであること、及び、その保

持部2の奥の内側には、加圧部の軸部9が挿入される凹状の回動支持部2Aが形成されていることが認められる(この回動支持部2Aは、「上記接触子に近接した閉位置と該接触子から離反した開位置との間で加圧部材が上記回動支持部により回動自在となるように支持され、」(構成要件4-③)るものである。)。

イ 別紙物件説明図記載のイ号物件の具体的構成からすると、同物件には、ハウジング1と保持部2に囲まれた、上方が開口した空間であり、また、弾性接触部が配列され、フレキシブル基板を挿入するためのものである開口部が存在すること、及び、その保持部2の奥の内側には、加圧部の軸部9Aが挿入される凹状の回動支持部2Aが形成されていることが認められる。この保持部2の内側が「開口部の両端側位置に」当たることは明らかであるから、イ号物件は、「開口部の両端側位置に回動支持部を備え」(構成要件4-②)との構成を充足することは明らかである。

被告は、イ号物件のハウジングの開口部は、加圧部材が取り付けられると、軸部取付部の内側側面が位置する面で終了しており、保持部2は、その加圧部材の更に外側に位置するように形成されているから、回動支持部2Aは、「開口部の両側端位置に」備えられていないと主張する。しかし、イ号物件の回動支持部2Aが開口部の両端側位置に設けられていることは前記のとおりである。被告の主張によれば、本件特許発明4の実施例における「回動支持部2A」も、「開口部の両側端位置に」備えられていないことになるのであり、その主張は採用することができない。

(2) 争点 4 - 2 (イ号物件は、「当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れて行く」 (構成要件 4 - ⑥) を充足するか。) について

ア 本件特許 4 明細書の「特許請求の範囲」の【請求項 1 】の記載によれば、「加圧部材は上記閉位置から離反するように開方向に所定角以上回動した際にハウジングと当接する当接部を上記加圧部と反対側の面に有し、上記当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れて行くように設けられている」ものと規定されている。

([0014])「上記加圧部材フの上面は、上記回動被案内部11から連続し て斜面7Aが延びていて、該加圧部材7が開方向に回動した際に、その回動角が図 4に示されるごとく90° 以上となるようにして上記斜面7Aが当接面としてハウ ジング1の前縁部1Dに当接するようになっている。」(【0017】) 「③次 に、上記フレキシブル基板Fを交換のため又は上記①において新規フレキシブル基 板の挿入に備えて開口部を開放するためには、図4のごとく加圧部材7を上方に回 動する。該加圧部材7は回動被案内部11及び両端の軸部9にて回動案内され、斜 面7Aがハウジング1の前縁部1Dに当接する。この時点で加圧部材7に依然として回動モーメントが作用している場合、このモーメントの腕の長さは上記当接の瞬間までは図4のでは、 間までは図4のごとく、前縁部1Dから加圧部材7の先端までの距離Lで長いもの であり、したがって上記モーメントも大きい。」(【0022】)、「④本実施例において、作業者によって加圧部材7へのこの回動モーメントが上記当接の後にも 維持されると、上記前縁部1Dを支点として保持部2を上方に撓ませるモーメントを軸部9にもたらし、図5のように該軸部9が上方に変位する。したがって、加圧 部材7の回動被案内部11は回動案内部5から外れ上方にもち上がり、加圧部材7 の当接面たる斜面7Aがハウジング1の上面と接面するようになる。その結果、 の時点で上記加圧部材7に作用するモーメントの腕の長さしは、図5のごとく、 記斜面7Aの端部から加圧部材7の先端までの距離となり、きわめて短くなる。 のことは、加圧部材 7 をさらに回動させんとするモーメントがきわめて小さくなり、軸部 9 の負担荷重が軽減し該軸部 9 が破壊されることがなくなることを意味す 」(【0023】)との記載があり、【発明の効果】として、「本発明は、以 る。」 (100237) この記載があり、 【光明の効果】 こして、 「本光明は、以上説明したごとく、加圧部材を開位置にもたらす際に、加圧部材とハウジングとの当接領域の位置が回動軸線から離れるようになっているので、加圧部材を過度に回動せしめんとするトルクは次第に小さくなり、回動支持部を損傷するということがなくなる。また、加圧部材の初期のハウジングとの当接時に回動のためのトルクを 受けて支持部が弾性変形するようにすれば、上記当接位置の移動を大きくすること ができ、その効果も著しい。」(【0026】)との記載がある。また、同明細書 【図5】には、加圧部材フの斜面フAが、ハウジング1の上面部1Cに当接してい るものとして図示されている(甲5)。

ウ 以上によると、構成要件4-⑥の「当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離たく」とは、加圧部材の「開放が所定位置までなされて加圧部材がハウジングを担けるときに、加圧部材を過度に回動させんとして、「当接部のハウシングとの当接領域が回動軸線から離れるように移動」し、「軸部9が上方に変したの当接領域が回動軸線から離れるように移動」し、「軸部9が上方に変したの当接領域が回動軸線から離れるように移動」し、「軸部9が上方に変したより、加圧部材7の回動被案内部11は回動案内部5から外れ上方にあり、加圧部材7の当接面たる斜面7Aがハウジング1の上面と接面する際、当時の中心を結ぶ軸線の位置が、加圧部材の開放角度の増大に伴い、回動支持部の中心を結ぶ軸線の位置が、加圧部材の開放角度の増大に伴い、回動支持部の中心を結ぶ軸線の位置が、加圧部材の開放角度の増大に伴い、回動支持部の中心を結ぶ軸線の位置が、加圧部材の開放角度の増大に伴い、回動支持部の中心を結ぶ軸線の位置が、加圧部材の開放角度のである。

オー被告は、①イ号物件は、加圧部材を開位置にした場合、更にその位置か

ら開く方向に回動することは設計上想定されていない、②イ号物件の加圧部材の斜面7Aがハウジング上面に接するまでの間は、仮に原告が主張する大が生じて回動が変位するとした場合であっても、加圧部材の開方向への回転角の増大が生じて加圧部材のハウジング上面との当接部は最初の当接位置から変わらず、他方に加部材の開方向への回転角の増大に伴って回動軸が変位する以上は、当接部との正常は遠ざからないなどと主張する。しかし、前記各であると、当該部はおいては、実際、開位置からあるとはいえない。また、「当接部は公司を開始の当時であると、当該部はに設けるの当接領域が開方向に回動するのであるが、「当接部と、当時部との当接領域が開方向に設けるの当接領域が開方向に設けるの当接領域が開方により、前記のとおり、加圧部材を開方している。当時である。とによりの構造と作用を有している以上、同構成要件を充足することは明らのといって、被告の主張はいずれも採用できない。

5 争点5 (本件特許発明4は無効理由を有するか。) について

(1) 記載要件不備について

ア 争点4-2において述べたとおり、本件特許発明4の特許請求の範囲の記載及び本件特許4明細書の各記載を総合すれば、「当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れて行く」(構成要件4-⑥)とは、当接領域が、加圧部材の開放角度の増大に伴い、回動支持部の中心を結ぶ軸線の位置から外側に離れて行くようになっていることを意味し、それは、加圧部材を開方向に所定角以上回動した際に、ハウジングと当接する当接部を加圧部材の加圧部と反対側の面に設けることにより実現しているものというべきである。

イ 本件特許 4 明細書実施例における図 6 ないし 8 には、本件特許発明 4 の実施例において、加圧部材 7 の回動角を増大していくと、最初に加圧部材の斜面 7 A がハウジング 1 の前縁部 1 D のみと当接し、次に加圧部材の斜面 7 A がハウジング 1 の突起 1 E に当接する状態となることが図示されていると認められる。そして、当該当接状態は、結果として回動軸線からみて前縁部 1 D より遠い位置でも当接していることになるから、当接部が回動軸線位置から離れた位置であることが図示されているものと認められる。

ウ 同様に、本件特許 4 明細書実施例における図9ないし11には、本件特許発明4の実施例において、加圧部材7の回動角を増大していくと、最初に斜面7 Bがハウジング1の前縁部1Dのみと当接し、次に7Cがハウジングの1Cに当接する状態となることが図示されている。そして、当該当接状態は、結果として回動軸線からみて前縁部1Dより遠い位置でも当接していることになるから、当接部が回動軸線位置から離れた位置であることが図示されているものと認められる。 エ 以上によると、「当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向

エ 以上によると,「当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れて行く」(構成要件4-⑥)については,本件特許4明細書の詳細な説明に明確に記載され,また,同明細書の発明の詳細な説明には,同発明を当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載されているものと認められる。

被告は、①本件特許4明細書の実施例は、それぞれ、実施例1については、当接部が加圧部材の回動角の増大に伴って次第に回動軸線位置から離れているとはいえず、請求項1の特許請求の範囲の記載と一の当接をつかり、実施例2については、「上記当接部は該当接部とハウジングをが開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れて行くよりが開方向への加圧部材が回動支持部によりどのようにで、2同明1について、具体的な構造が全く示されていない、2同明1についての被告が全く示されていない、2同明1についての被告が全く示されていない。実施例1にのいての被告が全く示されていない。実施例1にのいての被告がよりにおけるのにおけるの関1にのいてのが表におけるが表にである。とれた状態に至るわりによりにおける。当接部との距離を前提とものであるものである。当接部との特許を明4の特許を明4の特許を可能として、本件特許の関係におけるが表情は、回動の過程における一時点における状態を前提と主張するものである。当接部との特許を明4の特許を明4の特許を明4の特許をの主張は、仮に本件特許を明4の技術内容が不明確であったとしても、その一事をものて本件特許発明4の技術内容が不明瞭といえるものではない。本件特許

各記載を総合すれば、一定程度加撓性を有する部材により加圧部材を形成するなどにより、当業者が同明細書の前記【0025】に記載された技術事項を実現することができるものというべきである。さらに、同明細書の前記【0011】の記載が意味不明であるとの被告主張は、作用点である軸部にかかる力を意味すると解される「トルク」について、独自の見解を前提とするものであり、相当ではない。したがって、被告の主張は採用できない。

(2) 新規性・進歩性の主張について

ア 本件特許権4の出願前の公知技術である引用例(乙24)には、以下の記載がある。

[産業上の利用分野]「この考案はフラット・ケーブル用コネクタ, より詳細にはプリント基板にFPCケーブルを接続するのに使用するフラット・ケーブル用コネクタに関する。」

[考案の構成]「……第1図に示すように、この考案のフラット・ケーブル用コネクタ10は絶縁体製のハウジング本体12と可動側壁部14とを具備する。ハウジング本体12は長手方向に伸長する固定側壁部16と、その長手方向の両端において一体に構成したフランジ部18と、固定側壁部16と中空部20を介して両フランジ部18間に伸長する基底部22とから成っている。固定側壁部16の中空部20側の側面、すなわち内面は直立壁に形成してあって、この中空部20に、一定の間隔をとって複数個のコンタクトの端子24が配列してある。

可動側壁部 1 4 は、これを第2図に示すように、固定側壁部 1 6 に対して開放した位置にし、可動側壁部 1 4 と固定側壁部 1 6 との間の中空部 2 0 の一部にフラット・ケーブル F を挿入して、可動側壁部 1 4 を、第3図に示すように、回動して閉塞位置にすることによって、ケーブル F 中の導体をコンタクトの端子 2 4 に圧着する。

そのために、可動側壁部14の両端は外方に突出する軸部26にしてあり、ハウジング本体12の両端のフランジ部18に形成した軸受部28に嵌装するようにしてある。」

また、引用例図2及び図3には、①可動側壁部14は、閉塞位置方向の回動によりケーブルFをコンタクトの端子24に対して圧する突部により形成される加圧部を有していること、②可動側壁部の回動角を増大していくと、当該可動側壁部の加圧部との反対側の面は、基底部22の上端に当接するものであることが図示されている。

イ 33671号公報(Z25)には、以下の記載がある。

(実用新案登録請求の範囲)「ケーブルに接触するための接触部を有したコンタクト,該コンタクトを保持したインシュレータ,及び上記ケーブルを上記接触部に押付けるための操作子とを含むケーブルコネクタにおいて,上位操作子は上記接触部に局面が対向した状態で上記インシュレータにモーメント軸より回動可能に保持されたロータと,該ロータの周面の一部に備えられた操作部と,上記ロータの周面の他部に備えられ、上記ケーブルを上記接触部に向けて押圧する作用部とを有し,上記モーメント軸は上記作用部を上記接触部に押圧した状態において該接触部より反力を受けて上記作用部が上記接触部に向けて押圧される方向のモーメントを有する位置にあることを特徴とするケーブル用コネクター

を有する位置にあることを特徴とするケーブル用コネクタ」
[実施例]「……先ず、インシュレータ53にコンタクト51を圧入固定する。また操作子55をインシュレータ53の上方から両側壁部71の間に挿入する。その際、ロータ55aの軸75は、インシュレータ53の両側側壁71の上部を互いに広げる向きに変形させながら軸穴77に嵌め込まれる。」(第5欄17ないし23行)

「操作部55bをインシュレータ53の外側に回転させると、……ケーブル押圧面79が傾斜して溝部56の上部が大きく開口し、ケーブルを上部から容易に挿入できるようになる。操作部55bがインシュレータ53の切欠け部69の水平面に当たると、ロータ55aの回動は阻止される。」(第5欄第24ないし30行)

ウ 本件特許発明4と引用考案との一致点は、次のとおりである。 引用考案の、「ハウジング本体12」、「フランジ部18」、「可動側壁部14」、「フラット・ケーブルF」、「コンタクト」、「コンタクトの端子24」は、それぞれ本件特許発明4の「ハウジング1」、「回動支持部」、「加圧部材」、「フレキシブル基板」、「接触子」、「接触部材」に相当する。したがって、引用考案と本件特許発明4とは、「隣接せる二辺の部分で連通して開口せるハ ウジングの該開口部に弾性接触部が配列された複数の接触子を有し、ハウジングもしくは該ハウジングに保持された部材が上記接触子の配列方向にて上記開口部の両端側位置に回動支持部を備え、上記接触子に近接した閉位置と該接触子から離反た開位置との間で加圧部材が上記回動支持部により回動自在となるように支持され、該加圧部材は上記所定閉位置に向け、閉方向の回動により、上記開口部に挿入されて上記接触子上に配されたフレキシブル基板を接触子に対して圧する突部により形成される加圧部を有するものにおいて、加圧部材は上記閉位置から離反するように開方向に所定角以上回動した際にハウジングと当接する当接部を上記加圧部反対側の面に有しているフレキシブル基板用電気コネクタ。」という点で一致する。

エ 本件特許発明4と、引用考案は、本件特許発明4において、該当接部と ハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い回動軸線位置 から離れているように設けられているのに対し、引用考案は、当該構成を有しない 点で相違する。

が「オ´33671号公報の考案は、前記のとおり、組立て作業の際、コネクタのインシュレータ(本件特許発明4の「ハウジング」に相当する。)の左右両端の側壁を押し広げる形式のコネクタに関する考案であり、可動式の蓋の過剰回動の技術的課題を解決することを目的とした本件特許発明4とは技術思想が異なるものであり、33671号公報の考案においては、「該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い回動軸線位置から離れているように設けられている」という構造を有しておらず、同公報には、このような構成を示唆する記載も存しない。

以上によれば、本件特許発明4は、引用考案と同一の発明であると認めることはできず、また、引用考案と33671号公報の考案を組み合わせることにより当業者が本件特許発明4に容易に想到するものと認めることはできない。

被告は、引用例第2図には、「当接部は該当接部とハウジングとの当接領域が開方向への加圧部材の回動角の増大に伴い上記回動軸線位置から離れて行く」構造が開示されているなどと主張するが、引用例のその他の各記載を総合すると、同図は、単に可動側壁部14を、ハウジング本体12に対して最大限開口した状態を図示しているものにすぎず、それ以上に、回動軸の増大に伴って、ハウジングとの当接領域が回動軸線位置から離れて行く構造についての記載も示唆もないというべきであるから、被告の主張は採用できない。

(3) 訂正請求について

ア本件特許発明についての無効審判請求事件(無効2004-80144 号)の平成17年4月18日の第1回口頭審理手続において、特許庁審判長は、本件特許発明4は、「回動支持部の構成が明瞭に記載されていないため、特許を受ける発明の構成に欠くことのできない事項が不明確である。なお、請求項1には、回動支持部が弾性変形するとともに、加圧部材の回動被案内部が接触子の回動案内部から外れる点の規定及び回動角の増大範囲が過剰回動範囲を含むものである規定が記載されていない。また、通常のコネクタは、『回動支持部が弾性変形のる』ような構成を有しているとはいえない。」として、特許法36条5項2号の要も表示さない旨の無効理由通知をした(乙33)。原告は、これに対し、平成17年5月17日、訂正請求書(甲22)及び意見書(甲23)を提出した。 イー同無効理由通知に記載された無効理由は、本件訴訟におります。

イ 同無効理由通知に記載された無効理由は、本件訴訟における被告の主張とは異なるものである。当裁判所は、同無効理由通知及び原告による訂正請求について慎重に検討したところ、同訂正請求は認められ、その場合、上記無効理由通知に指摘されている無効理由が解消される蓋然性が高いものと考える。そして、訂正後の特許請求の範囲の請求項1を前提としても、イ号物件が本件特許発明4の技術的範囲に属するという結論は左右されないものと思料する。

6 争点6 (損害) について

(1) 被告各物件の売上額

本件実用新案権は平成10年6月19日に、本件特許権3は平成9年9月5日に、本件特許権4は平成10年8月14日に、それぞれ登録されている。イ号物件については、本件特許権3の登録日(平成9年9月5日)以前から、口号物件については、本件特許権3の登録日の後の平成10年4月から、ハ号物件については、本件実用新案権の登録日(平成10年6月19日)の後の平成13年4月から、それぞれ製造販売が開始され、平成16年10月までの被告各物件の売上額合計等が、別紙「イ、ロ、ハ号物件売上額(97.9~04.10)」記載のとおり

であることは、当事者間に争いがない。

(2) 本件各権利の実施料率について

アーフレキシブル基板用電気コネクタは、基板実装設計の自由度を大きく取ることができ、機器の小型化、薄型化に対応しやすいなどの理由により、近年広く使用されている(甲33)。原告の平成15年3月ころの売上高営業利益率は、デジタル家電や高機能携帯電話向けコネクタの高需要により、30パーセントであった(甲24)。原告は、「連結売上高経常利益率30パーセント、3年以内に発売した新製品の比率30パーセント、損益分岐点比率50パーセント」の目標を掲げ、景気の影響を受けることはあるものの、ほぼ目標に近い実績を上げており、利益率30パーセントを確保できない製品からは手を引くという独自の営業政策により、平成15年3月期の全国上場企業を対象とした調査において、原告の連結売上高経常利益率は第6位、一人当たりの営業利益率は第6位である(甲26~29)。

イ いわゆる会社情報文献(日経会社情報 2003 Ⅲ 夏号 甲24)において、被告の収益構成は、「コネクタ68、航空・宇宙用電子機器13、システム機器18、光デバイス他1」であると紹介され、「平成15年には、光デバイスなどは伸びないが、ノートPCや液晶、携帯電話向け中心にコネクターの販売が1割強増え、営業利益は84億円に増し、純利益も増えており、その後も好採算のコネクタが堅調である」と紹介されている。また、被告は、平成15年度決算におけるコネクタ事業の営業利益率は15.3パーセント、平成16年度決算におったクタ事業の利益率は13.2パーセントであると発表している(甲19、30)。したがって、被告は、被告各物件の属するコネクタ事業において、少なくとも10パーセント以上の収益を挙げているものと認められる。

10パーセント以上の収益を挙げているものと認められる。 ウ本件各権利の技術的意義,原告及び被告の経営状況,フレキシブル基率 が極めて高いこと)などを総合考慮すると,本件各考案,本件特許発明3及び本件 特許発明4のいずれもが第三者に実施許諾された場合の実施料率は,少なくとも7パーセント,本件各考案及び本件特許発明3のいずれもが第三者に実施許諾された場合の実施料率は,少なくとも7パーセント。それぞれ下らないという た場合の実施料率は,少なくとも2パーセントを,それぞれ下らないという おされた場合の実施料率は,少なくとも2パーセントを,それぞれ下らないという おされた場合の実施料率は,少なくとも2パーセントを,それぞれ下らないという である。なお,被告は,被告の利益率は,別紙被告利益率目録記載のとおいであると主張するが,これを裏付けるに足りる証拠は提出されておらず,同目録記載 の各利益率は,被告自らが決算及び会社説明会用として作成した資料(甲19,30)の各記載とも相違するものであるから,被告の主張は採用できない。

(3) 原告の損害額及び被告の不当利得額合計について

ア イ号物件について

前記のとおり、イ号物件は、本件各考案及び本件特許発明3及び4の、 各技術的範囲に属するものである。

a) 平成9年9月5日(本件特許権3登録日)から平成10年6月18日 (本件実用新案権登録日の前日)まで。

上記期間においては、イ号物件は本件特許権3のみを侵害しているものであるから、被告の不当利得額は、当該期間中のイ号物件売上合計の2%相当額である518万4359円(①円単位未満四捨五入、②1年を365日とする日割り計算、③平成9年9月5日から平成10年3月31日までの売上については、平成9年9月1日から平成10年3月31日までの売上小計額に基づいて212日を基準とする日割り計算により算出した。なお、以下の各計算についても同様とする。)と認められる。

(計算式)

[(1億5957万8000円×208÷212)+(4億7427万3000円×79÷365)] ×2%=518万4359円

b) 平成10年6月19日 (本件実用新案権登録日) から平成10年8月13日 (本件装置 本件 を表表して 13日 (本件 を表表して 13日 (本) 4日 (本)

13日(本件特許権4登録日の前日)まで。 上記期間においては、イ号物件は本件特許権3及び本件実用新案権を それぞれ侵害しているものであるから、被告の不当利得額は、当該期間中のイ号物 件売上合計の7%相当額である509万3562円と認められる。

(計算式)

4億7427万3000円× (56÷365)×7%=509万3562円

c) 平成10年8月14日(本件特許権4登録日)以降。

上記期間においては、イ号物件は本件各権利をいずれも侵害しているものであるから、被告の不当利得額ないし原告の損害額合計は、当該期間中のイ号物件売上合計の10%相当額である3億1252万4856円と認められる。

(計算式)

{(4億7427万3000円×230÷365)+28億2639万2000円}×10%=3億1252万4896円

d) 合計 3億2280万2817円

イ ロ号物件について

前記のとおり口号物件は、本件各考案及び本件特許発明3の、各技術的 範囲に属するものである。

a) 平成9年9月5日(本件特許権3登録日)から平成10年6月18日 (本件実用新案権登録日の前日)まで。

上記期間においては、ロ号物件は本件特許権3のみを侵害しているものであるから、被告の不当利得額は、当該期間中のロ号物件売上合計の2%相当額である58万4327円と認められる。

(計算式)

{(13万7000円×208÷212)+(1億3436万6000円×79÷365)}×2%=58万4327円

3 × 2%=58万4327円b) 平成10年6月19日(本件実用新案権登録日)以降について。

上記期間においては、ロ号物件は本件特許権3及び本件実用新案権をそれぞれ侵害しているものであるから、被告の不当利得額ないし原告の損害額合計は、当該期間中のロ号物件売上合計の7%相当額である2億3184万3783円と認められる。

(計算式)

【(1億3436万6000円×286÷365)+32億0677万円}7%=2億3184万3783円

c) 合計

2億3242万8110円

ウ ハ号物件について

前記のとおり、ハ号物件は、本件各考案及び本件特許発明3の、各技術的範囲に属するものである。また、ハ号物件は、平成13年4月から製造販売が開始されたものである。したがって、ハ号物件は本件特許権3及び本件実用新案権をそれぞれ侵害しているものであるから、原告の損害額合計は、ハ号物件の売上合計の7%相当額である131万2150円と認められる。

(計算式)

1874万5000円×7%=131万2150円

工 総計

上記の各合計額を総計すると、当該期間における原告の損害及び被告の不当利得額総計は、少なくとも5億5654万3077円を下らないものと認められる。

本件訴訟において、原告は、被告に対し、上記損害金及び不当利得金の合計額のうち金3億8300万円の支払を求めるものである。 第5 結論

以上によれば、原告の請求は、いずれも理由があるからこれを認容し、訴訟 費用の負担については、民訴法61条を、仮執行の宣言については同法259条を 適用し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官 設樂 隆一

裁判官 荒井 章光

裁判官 吉川 泉

別紙物件目録

商品名 ILーFHRのフレキシブル基板用電気コネクタ 商品名 FH1のフレキシブル基板用電気コネクタ 商品名 FH3のフレキシブル基板用電気コネクタ 1 イ号物件: 2 ロ号物件: 3 ハ号物件:

イ、ロ、ハ号物件売上額物件説明図図面訂正目録開口部図面「被告利益率目録」